

## 2 法曹人口について

## 目次

1	法曹人口の拡大に至る経緯	1
2	法曹人口の推移	4
(1)	法曹三者の人口の推移	4
(2)	司法試験の合格状況	5
(3)	司法修習終了者の進路別人数の推移	7
(4)	法科大学院志願者数・受験者数，入学定員・入学者数の推移	8
(5)	今後の法曹人口についてのシミュレーション	9
3	弁護士偏在の是正状況	10
(1)	弁護士会別の弁護士数の推移	10
(2)	弁護士過疎・偏在の解消状況	13
ア	都道府県別弁護士1人当たりの人口比較	13
イ	弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷	14
ウ	地方・家庭裁判所支部管内に所在する弁護士数	15
エ	地方裁判所管轄別弁護士1人当たりの人口比較	18
(3)	今後の都道府県別弁護士数シミュレーション	23
4	法曹に対する需要	24
(1)	裁判所の事件	24
ア	民事・行政事件，家事事件，刑事事件，少年事件	24
イ	専門的知見を要する事件	28
ウ	平均審理期間	29
エ	民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況	30
オ	遺産分割事件・成年後見関係事件の新受事件の推移	31
カ	遺産分割事件と高齢化率・死亡者数	32
キ	労働審判事件	37
(2)	法律相談等件数	38
ア	法律相談件数の推移	38
イ	法テラス地方事務所における法律相談援助の内訳	39
ウ	労働分野における相談等件数	41
エ	消費生活相談総件数（年度別）	45
(3)	国選弁護人・国選付添人契約弁護士数	46
(4)	法曹の活動領域の拡大状況	47
ア	組織内弁護士数の推移	47

イ	修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合	48
5	弁護士未登録者数の推移	49
6	司法修習生考試（二回試験）の合格状況	51
7	諸外国の法曹人口の比較	52
8	隣接法律専門職種の人口の推移	62



## 1 法曹人口の拡大に至る経緯

### ●司法制度改革審議会意見書（抜粋）

#### III 司法制度を支える法曹の在り方

##### 第1 法曹人口の拡大

###### 1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16（2004）年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口（1997）については、日本が約20,000人〈法曹1人当たりの国民の数は約6,300人〉、アメリカが約941,000人〈同約290人〉、イギリスが約83,000人〈同約710人〉、ドイツが約111,000人〈同約740人〉、フランスが約36,000人〈同約1,640人〉であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人〈1996-1997〉、イギリスが約4,900人〈バリスタ1996-1997、ソリシタ1998〉、ドイツが約9,800人〈1998〉、フランスが約2,400人〈1997〉である。）。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14（2002）年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16（2004）年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

## 2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- 全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増員すべきである。
- 裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていくべきである。

(以下、略)

### (1) 裁判官

裁判所の人的体制の現状を見ると、例えば、裁判官数が足りないことにより、裁判官の負担過多、大型事件等の長期化などの深刻な事態が生じているなどの指摘がある。

前記のとおり、(i)今後、民事訴訟事件の一層の充実・迅速化を図るため、その審理期間をおおむね半減することを目指し、計画審理の推進や証拠収集手続の拡充等の方策を実施する必要がある、(ii)刑事訴訟事件についても、国民参加の制度を新たに導入することとの関係で、審理の一層の充実・迅速化が求められることから、新たな準備手続を創設し、連日的開廷を原則化し、(iii)また、裁判官制度に関する諸改革（後記第5参照）を実現に移さなければならず、(iv)さらに、社会経済情勢の変化等により今後事件数の一層の増加が見込まれるところである。

こうした制度改革等に対応するためには、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員することが不可欠である。

(注) 最高裁判所からは、この点に関して、今後、事件数がおおむね現状どおりで推移するとしても、向後10年程度の期間に500名程度の裁判官の増員が必要となり、更に事件数が増加すれば、それに対応する増員（例えば、民事訴訟事件数が1.3倍になった場合には、約300名ないし400名）が必要であるとの試算が示されている。

### (2) 検察官

他方、検察庁の人的体制の現状を見ると、検察官数が足りないことにより、経済事件、警察等第一次捜査機関からの送致事件や告訴・告発事件に十分対応できないという弊害が生じたり、検事が扱うこととされている地方検察庁の事件のうち、比較的軽微な事案を中心としているとはいえ、その多数が副検事に委ねられ、かつ副検事が扱うこととされている区検察庁の事件を検察事務官が扱うという、いわゆる肩代わり現象が生じている旨の指摘もある。

検察が国民の期待に応えその機能・権限を適切かつ十分に果たしうるようにするためには、(i)警察等からの送致事件や告訴・告発事件の捜査体制の充実・強化を図るとともに、(ii)経済事件への対応を強化し、(iii)また、刑事訴訟事件について国民参加の制度を新たに導入すること（後記IV「国民的基盤の確立」の第1の1.参照）との関係でも、今後、審理の一層の充実・迅速化が求められることとなり、新たな準備手続の創設、連日的開廷の原則化等に十分対応しうるよう、捜査・公判体制の充実を図る必要がある、(iv)検察官制度に関する諸改革（後記第4参照）も実現しなければならない。

こうした制度改革等に対応するためには、全体としての法曹人口の増加を図る中で、検察官を大幅に増員することが不可欠である。

(注) 法務省からは、これらの制度改革等の実現のためには、1,000名程度の検事の増員が必要となるとの意見が示されている。

### (3) 裁判所職員、検察庁職員

裁判官、検察官が、十分にその機能・役割を果たしうるためには、いわばスタッフとしてこれを支える裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の体制の充実・強化も不可欠であることから、これら関係職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていく必要がある。

(以下、略)

## ●司法制度改革推進計画（抜粋）

### III 司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

#### 第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

##### 1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。（法務省）

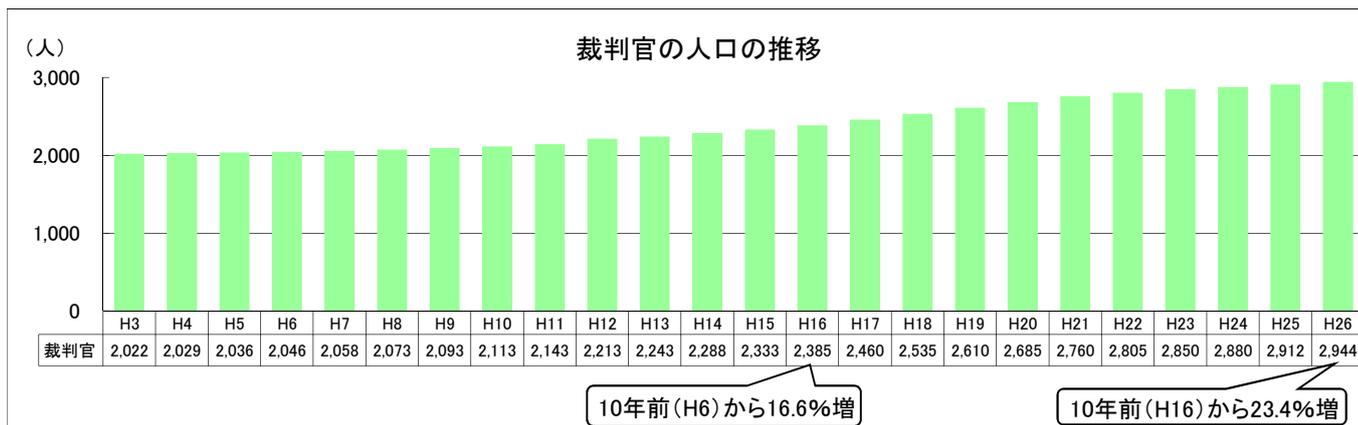
##### 2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

(1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。（法務省）

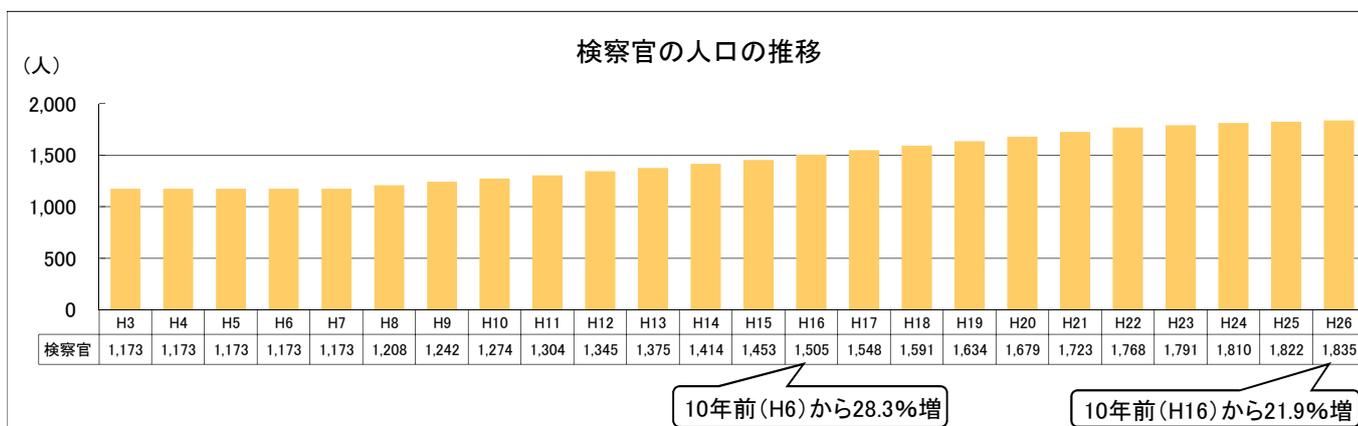
（以下、略）

## 2 法曹人口の推移

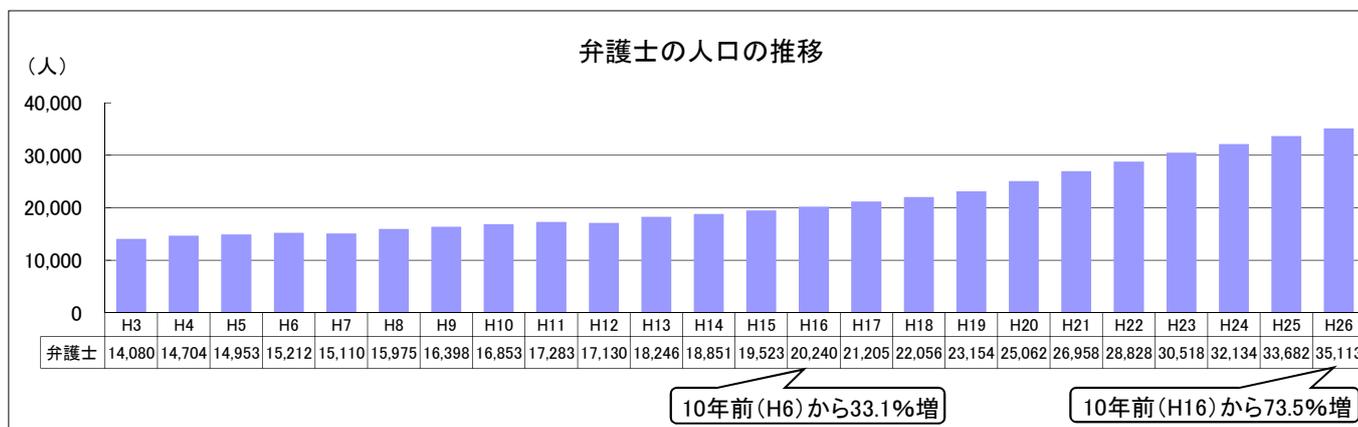
### (1) 法曹三者の人口の推移



(注) 各年度の定員(簡易裁判所判事を除く。)

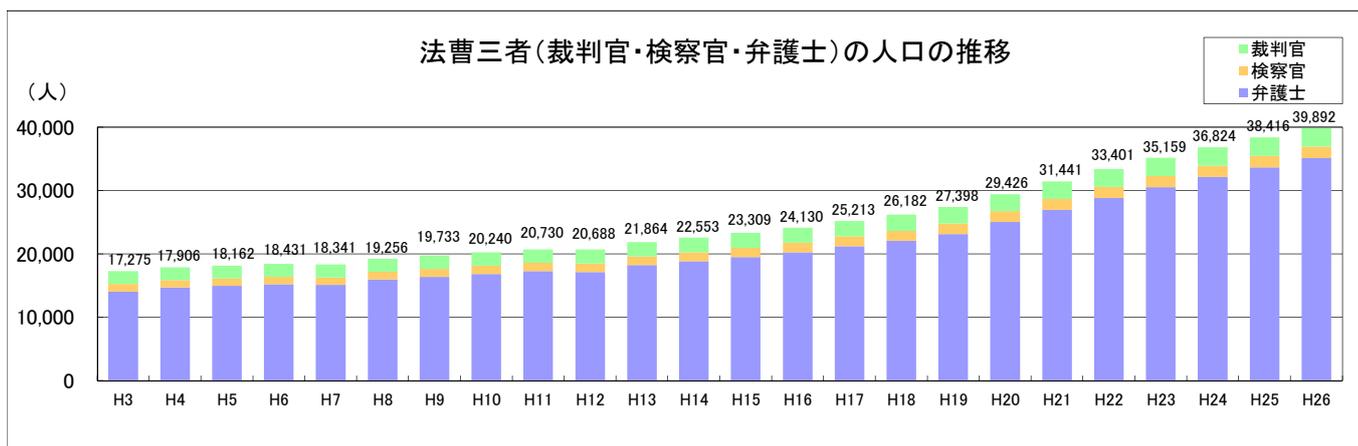


(注) 各年度の定員(副検事を除く。)



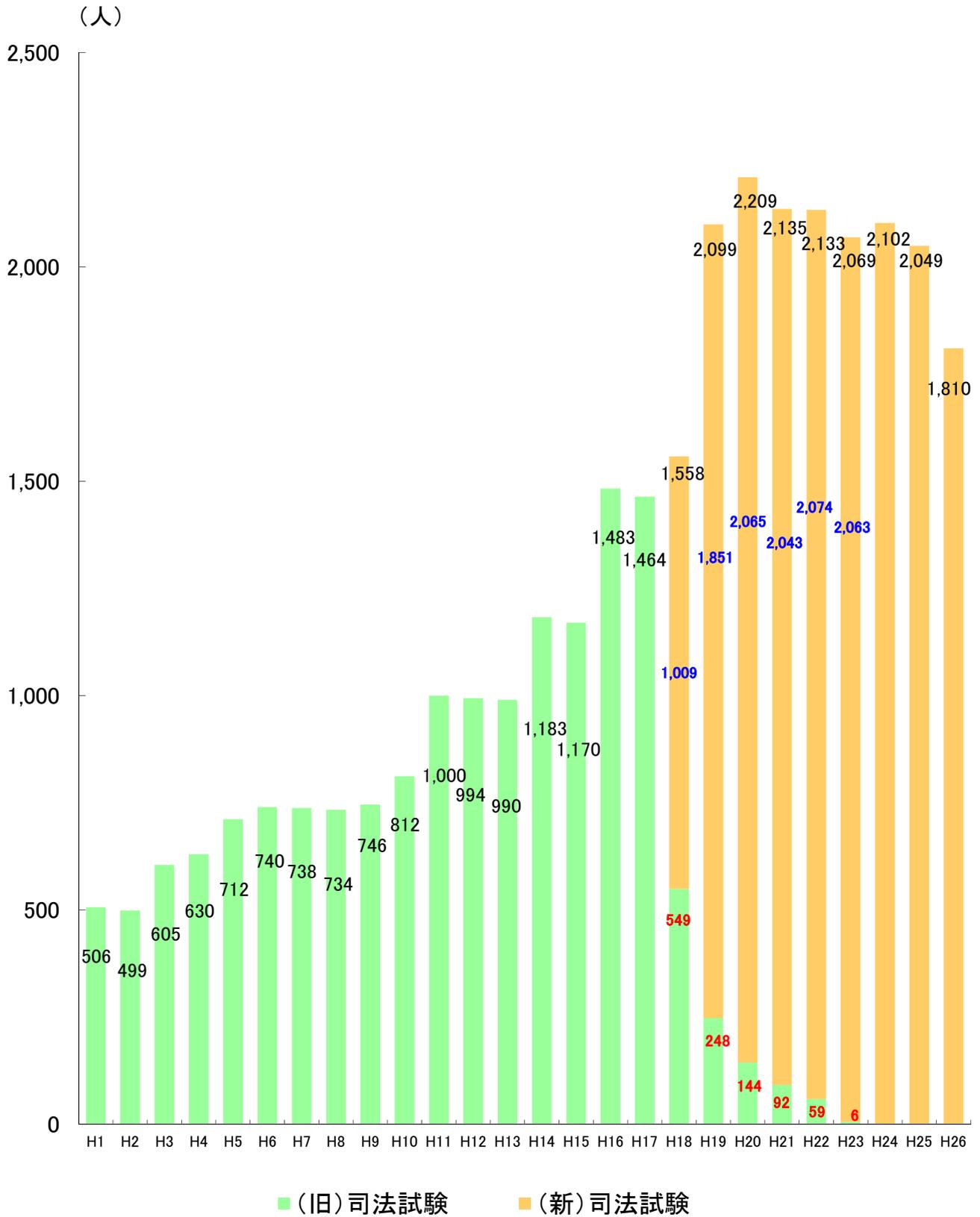
(注) 各年度の4月1日現在の正会員数

※ 弁護士白書による。



(注) グラフ上部の数値は、法曹三者の合計数

(2) 司法試験の合格状況



(注)H18~H23については、赤色の数値は(旧)司法試験、青色の数値は(新)司法試験の合格者数である。

## (参考) 司法試験制度について

### ●司法試験法（昭和24年法律第140号）・抜粋

(司法試験の目的等)

第1条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2、3 (略)

(司法試験等の実施)

第7条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもって公告する。

(合格者の決定方法)

第8条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第12条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二～四 (略)

3 (略)

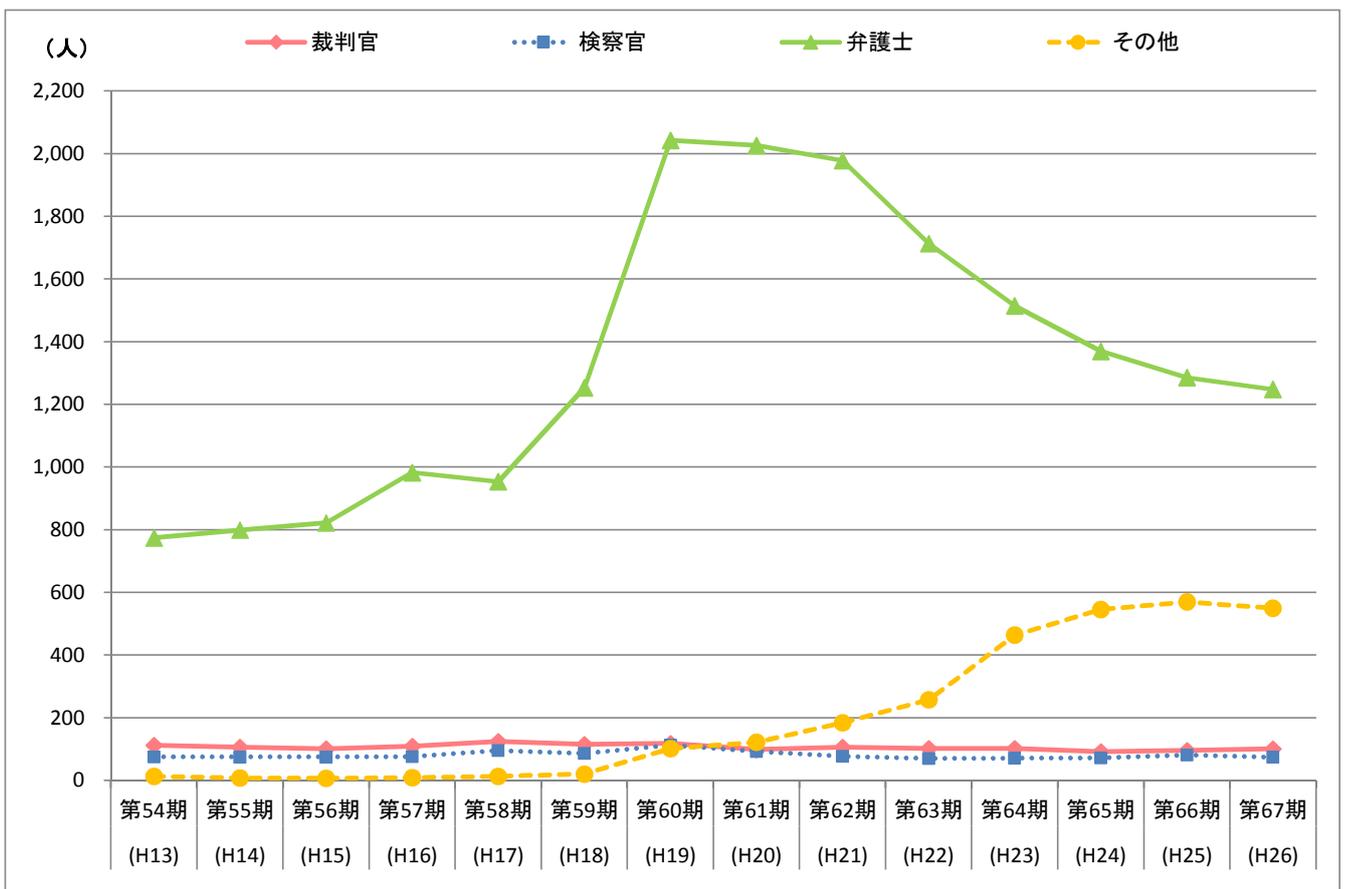
(司法試験考査委員等)

第15条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

2、3 (略)

(3) 司法修習終了者の進路別人数の推移

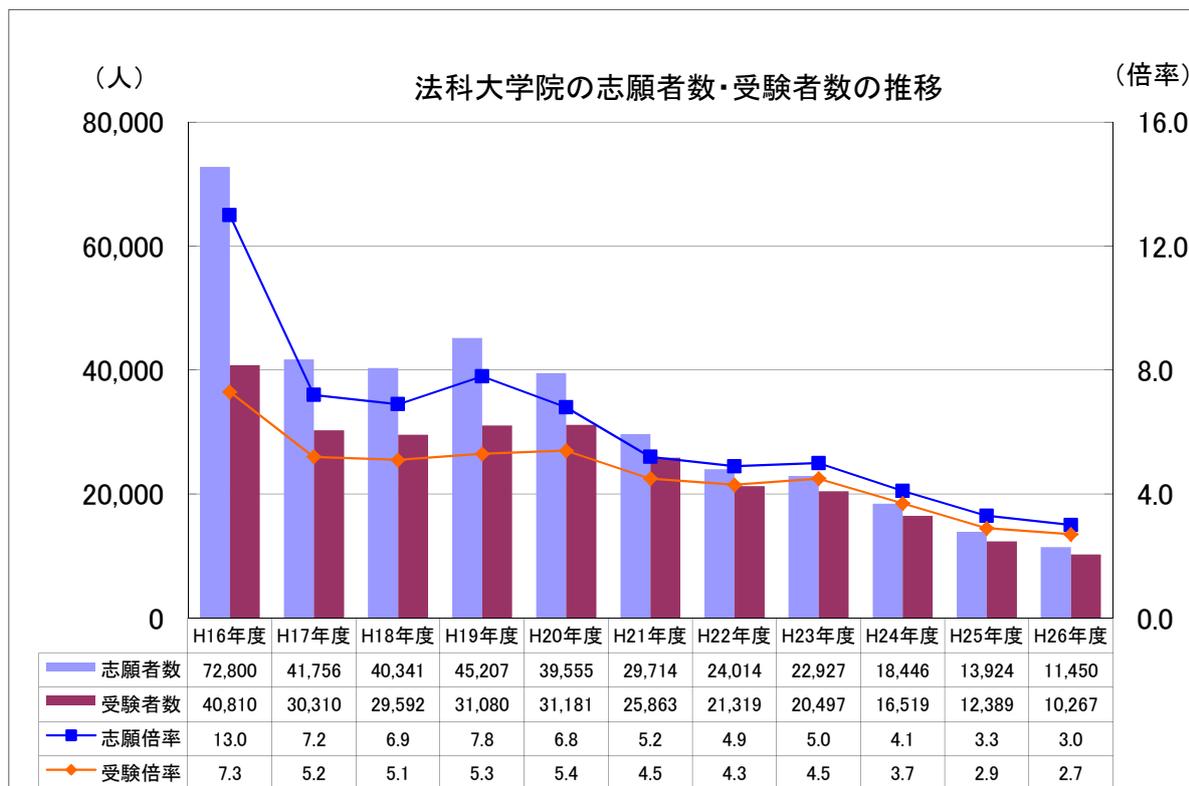
	裁判官		検察官		弁護士		その他		総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第54期 (平成13年)	112	11.5%	76	7.8%	774	79.4%	13	1.3%	975
第55期 (平成14年)	106	10.7%	75	7.6%	799	80.9%	8	0.8%	988
第56期 (平成15年)	101	10.0%	75	7.5%	822	81.8%	7	0.7%	1,005
第57期 (平成16年)	109	9.3%	77	6.5%	983	83.4%	9	0.8%	1,178
第58期 (平成17年)	124	10.4%	96	8.1%	954	80.4%	13	1.1%	1,187
第59期 (平成18年)	115	7.8%	87	5.9%	1,254	84.9%	21	1.4%	1,477
第60期 (平成19年)	118	5.0%	113	4.8%	2,043	86.0%	102	4.3%	2,376
第61期 (平成20年)	99	4.2%	93	4.0%	2,026	86.6%	122	5.2%	2,340
第62期 (平成21年)	106	4.5%	78	3.3%	1,978	84.3%	184	7.8%	2,346
第63期 (平成22年)	102	4.8%	70	3.3%	1,714	79.9%	258	12.0%	2,144
第64期 (平成23年)	102	4.7%	71	3.3%	1,515	70.4%	464	21.6%	2,152
第65期 (平成24年)	92	4.4%	72	3.5%	1,370	65.9%	546	26.3%	2,080
第66期 (平成25年)	96	4.7%	82	4.0%	1,286	63.2%	570	28.0%	2,034
第67期 (平成26年)	101	5.1%	74	3.8%	1,248	63.3%	550	27.9%	1,973



(注)

- 1 最高裁判所調べ。
- 2 修習終了直後の数による。第54期から第59期までは10月終了，第60期から第62期までは9月及び12月終了，第63期及び第64期は8月及び12月終了，第65期以降は12月終了である。
- 3 「その他」は，司法修習終了者のうち，裁判官・検察官に任官せず，かつ，弁護士としての登録をしなかった者である。
- 4 第60期から第65期までは，新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。

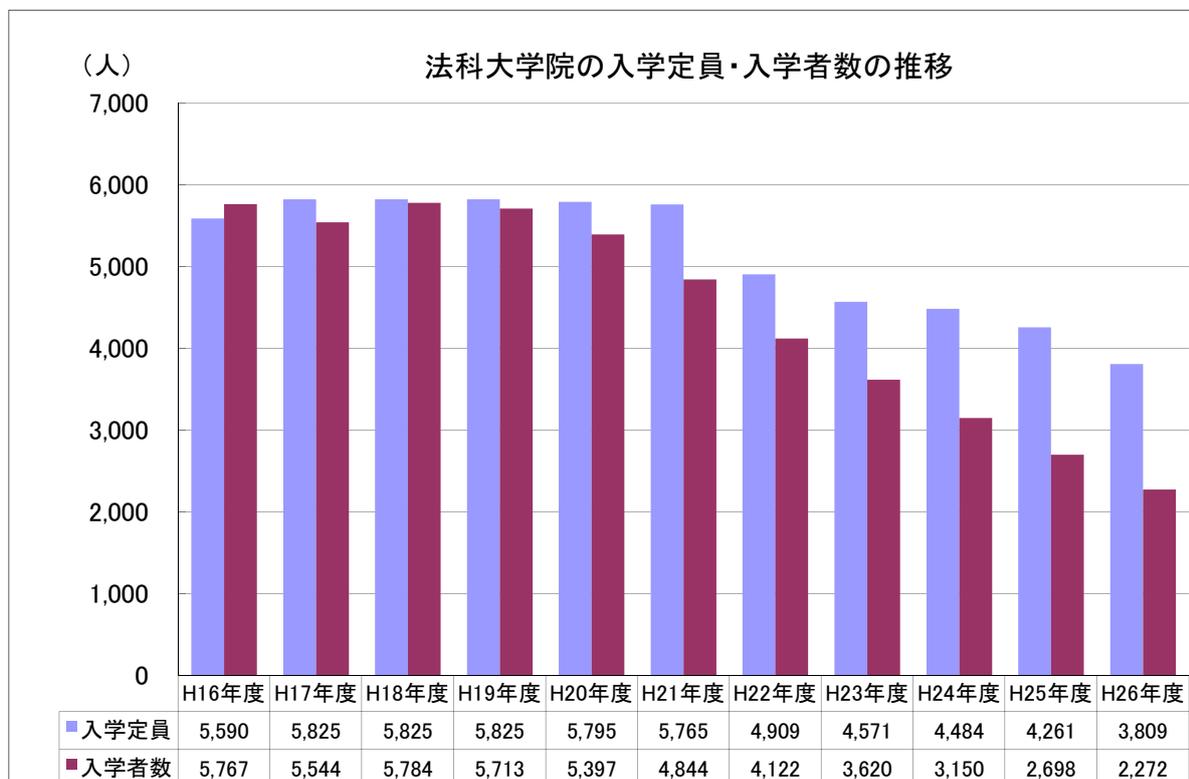
(4) 法科大学院志願者数・受験者数, 入学定員・入学者数の推移



(注)

- 1 「志願者数」とは、各大学における入学者選抜の出願者数の合計値をいう。
- 2 「受験者数」とは、各大学における入学者選抜の受験者数の合計値をいう。

※ 文部科学省公表資料による。



※ 文部科学省公表資料による。

(5) 今後の法曹人口についてのシミュレーション

(単位:人)

	法曹三者総人口						
	司法試験年間合格者数の仮定						
	3,000人	2,500人	2,000人	1,900人	1,800人	1,700人	1,600人
平成26年(2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892
平成27年(2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207
平成28年(2016)	43,714	43,214	42,714	42,614	42,514	42,414	42,314
平成29年(2017)	46,208	45,208	44,208	44,008	43,808	43,608	43,408
平成30年(2018)	48,665	47,165	45,665	45,365	45,065	44,765	44,465
平成31年(2019)	51,128	49,128	47,128	46,728	46,328	45,928	45,528
平成32年(2020)	53,644	51,144	48,644	48,144	47,644	47,144	46,644
平成33年(2021)	56,181	53,181	50,181	49,581	48,981	48,381	47,781
平成34年(2022)	58,716	55,216	51,716	51,016	50,316	49,616	48,916
平成35年(2023)	61,262	57,262	53,262	52,462	51,662	50,862	50,062
平成36年(2024)	63,778	59,278	54,778	53,878	52,978	52,078	51,178
平成37年(2025)	66,279	61,279	56,279	55,279	54,279	53,279	52,279
平成38年(2026)	68,796	63,296	57,796	56,696	55,596	54,496	53,396
平成39年(2027)	71,360	65,360	59,360	58,160	56,960	55,760	54,560
平成40年(2028)	73,913	67,413	60,913	59,613	58,313	57,013	55,713
平成41年(2029)	76,463	69,463	62,463	61,063	59,663	58,263	56,863
平成42年(2030)	79,015	71,515	64,015	62,515	61,015	59,515	58,015

	法曹三者総人口						43年前 司法修習 終了者
	司法試験年間合格者数の仮定						
	1,500人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人	1,000人	
平成26年(2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	506
平成27年(2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	495
平成28年(2016)	42,214	42,114	42,014	41,914	41,814	41,714	493
平成29年(2017)	43,208	43,008	42,808	42,608	42,408	42,208	506
平成30年(2018)	44,165	43,865	43,565	43,265	42,965	42,665	543
平成31年(2019)	45,128	44,728	44,328	43,928	43,528	43,128	537
平成32年(2020)	46,144	45,644	45,144	44,644	44,144	43,644	484
平成33年(2021)	47,181	46,581	45,981	45,381	44,781	44,181	463
平成34年(2022)	48,216	47,516	46,816	46,116	45,416	44,716	465
平成35年(2023)	49,262	48,462	47,662	46,862	46,062	45,262	454
平成36年(2024)	50,278	49,378	48,478	47,578	46,678	45,778	484
平成37年(2025)	51,279	50,279	49,279	48,279	47,279	46,279	499
平成38年(2026)	52,296	51,196	50,096	48,996	47,896	46,796	483
平成39年(2027)	53,360	52,160	50,960	49,760	48,560	47,360	436
平成40年(2028)	54,413	53,113	51,813	50,513	49,213	47,913	447
平成41年(2029)	55,463	54,063	52,663	51,263	49,863	48,463	450
平成42年(2030)	56,515	55,015	53,515	52,015	50,515	49,015	448

(注)

1 [法曹三者総人口＝前年の法曹三者総人口＋新規法曹資格者(前年の司法試験合格者)－43年前修習終了者]の計算式により算出。

ただし、平成26年は、同年度の裁判官の定員(簡易裁判所判事を除く。)及び検察官の定員(副検事を除く。)並びに同年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を加えた数字。

また、新規法曹資格者(前年の司法試験合格者)については、平成27年は平成26年司法試験合格者、平成28年以降はそれぞれの場合において仮定した年間の司法試験合格者とした。

2 法曹資格取得者は、実働期間を43年間として、43年後に法曹でなくなると仮定。

### 3 弁護士偏在の是正状況

#### (1) 弁護士会別の弁護士数の推移(人数順)

(単位:人)

H16年	
1	東京 4,540
2	大阪 2,792
3	第二東京 2,664
4	第一東京 2,561
5	愛知県 935
6	横浜 762
7	福岡県 637
8	兵庫県 456
9	京都 367
10	埼玉 336
11	札幌 333
12	千葉県 307
13	広島 281
14	仙台 229
15	静岡県 229
16	岡山 180
17	沖縄 179
18	群馬 133
19	新潟県 133
20	長野県 117
21	熊本県 115
22	栃木県 103
23	茨城県 99
24	愛媛 93
25	岐阜県 92
26	奈良 91
27	福島県 87
28	金沢 86
29	香川県 85
30	鹿児島県 85
31	三重 79
32	山口県 76
33	長崎県 75
34	和歌山 72
35	大分県 70
36	山梨県 60
37	宮崎県 59
38	高知 56
39	富山県 54
40	山形県 52
41	秋田 52
42	岩手 50
43	徳島 49
44	滋賀 48
45	青森県 44
46	福井 43
47	佐賀県 40
48	旭川 31
49	釧路 30
50	鳥取県 26
51	島根県 26
52	函館 25
計	20,224

H26年	
1	東京 7,215
2	第二東京 4,646
3	第一東京 4,365
4	大阪 4,133
5	愛知県 1,698
6	横浜 1,428
7	福岡県 1,090
8	兵庫県 811
9	埼玉 725
10	札幌 700
11	千葉県 671
12	京都 664
13	広島 526
14	静岡県 420
15	仙台 409
16	岡山 355
17	群馬 264
18	新潟県 251
19	沖縄 249
20	茨城県 245
21	熊本県 244
22	長野県 228
23	栃木県 197
24	鹿児島県 184
25	岐阜県 178
26	福島県 177
27	三重 171
28	金沢 166
29	香川県 162
30	長崎県 161
31	愛媛 159
32	奈良 157
33	山口県 149
34	和歌山 140
35	大分県 140
36	滋賀 139
37	宮崎県 123
38	山梨県 117
39	青森県 116
40	富山県 106
41	岩手 99
42	福井 98
43	佐賀県 97
44	山形県 92
45	徳島 91
46	高知 86
47	秋田 78
48	島根県 71
49	釧路 70
50	旭川 68
51	鳥取県 68
52	函館 48
計	35,045

※ 弁護士白書による。

弁護士会別の弁護士数の推移(増加数順)

(単位:人)

	H16年	H26年	10年間の 増加数	比率(H26/H16)
1 東京	4,540	7,215	2,675	158.9%
2 第二東京	2,664	4,646	1,982	174.4%
3 第一東京	2,561	4,365	1,804	170.4%
4 大阪	2,792	4,133	1,341	148.0%
5 愛知県	935	1,698	763	181.6%
6 横浜	762	1,428	666	187.4%
7 福岡県	637	1,090	453	171.1%
8 埼玉	336	725	389	215.8%
9 札幌	333	700	367	210.2%
10 千葉県	307	671	364	218.6%
11 兵庫県	456	811	355	177.9%
12 京都	367	664	297	180.9%
13 広島	281	526	245	187.2%
14 静岡県	229	420	191	183.4%
15 仙台	229	409	180	178.6%
16 岡山	180	355	175	197.2%
17 茨城県	99	245	146	247.5%
18 群馬	133	264	131	198.5%
19 熊本県	115	244	129	212.2%
20 新潟県	133	251	118	188.7%
21 長野県	117	228	111	194.9%
22 鹿児島県	85	184	99	216.5%
23 栃木県	103	197	94	191.3%
24 三重	79	171	92	216.5%
25 滋賀	48	139	91	289.6%
26 福島県	87	177	90	203.4%
27 岐阜県	92	178	86	193.5%
28 長崎県	75	161	86	214.7%
29 金沢	86	166	80	193.0%
30 香川県	85	162	77	190.6%
31 山口県	76	149	73	196.1%
32 青森県	44	116	72	263.6%
33 大分県	70	140	70	200.0%
34 沖縄	179	249	70	139.1%
35 和歌山	72	140	68	194.4%
36 奈良	91	157	66	172.5%
37 愛媛	93	159	66	171.0%
38 宮崎県	59	123	64	208.5%
39 山梨県	60	117	57	195.0%
40 佐賀県	40	97	57	242.5%
41 福井	43	98	55	227.9%
42 富山県	54	106	52	196.3%
43 岩手	50	99	49	198.0%
44 島根県	26	71	45	273.1%
45 鳥取県	26	68	42	261.5%
46 徳島	49	91	42	185.7%
47 釧路	30	70	40	233.3%
48 山形県	52	92	40	176.9%
49 旭川	31	68	37	219.4%
50 高知	56	86	30	153.6%
51 秋田	52	78	26	150.0%
52 函館	25	48	23	192.0%
計	20,224	35,045	14,821	173.3%

※ 弁護士白書による。

弁護士会別の弁護士数の推移(増加率順)

(単位:人)

	H16年	H26年	10年間の 増加数	比率(H26/H16)
1 滋賀	48	139	91	289.6%
2 島根県	26	71	45	273.1%
3 青森県	44	116	72	263.6%
4 鳥取県	26	68	42	261.5%
5 茨城県	99	245	146	247.5%
6 佐賀県	40	97	57	242.5%
7 釧路	30	70	40	233.3%
8 福井	43	98	55	227.9%
9 旭川	31	68	37	219.4%
10 千葉県	307	671	364	218.6%
11 鹿児島県	85	184	99	216.5%
12 三重	79	171	92	216.5%
13 埼玉	336	725	389	215.8%
14 長崎県	75	161	86	214.7%
15 熊本県	115	244	129	212.2%
16 札幌	333	700	367	210.2%
17 宮崎県	59	123	64	208.5%
18 福島県	87	177	90	203.4%
19 大分県	70	140	70	200.0%
20 群馬	133	264	131	198.5%
21 岩手	50	99	49	198.0%
22 岡山	180	355	175	197.2%
23 富山県	54	106	52	196.3%
24 山口県	76	149	73	196.1%
25 山梨県	60	117	57	195.0%
26 長野県	117	228	111	194.9%
27 和歌山	72	140	68	194.4%
28 岐阜県	92	178	86	193.5%
29 金沢	86	166	80	193.0%
30 函館	25	48	23	192.0%
31 栃木県	103	197	94	191.3%
32 香川県	85	162	77	190.6%
33 新潟県	133	251	118	188.7%
34 横浜	762	1,428	666	187.4%
35 広島	281	526	245	187.2%
36 徳島	49	91	42	185.7%
37 静岡県	229	420	191	183.4%
38 愛知県	935	1,698	763	181.6%
39 京都	367	664	297	180.9%
40 仙台	229	409	180	178.6%
41 兵庫県	456	811	355	177.9%
42 山形県	52	92	40	176.9%
43 第二東京	2,664	4,646	1,982	174.4%
44 奈良	91	157	66	172.5%
45 福岡県	637	1,090	453	171.1%
46 愛媛	93	159	66	171.0%
47 第一東京	2,561	4,365	1,804	170.4%
48 東京	4,540	7,215	2,675	158.9%
49 高知	56	86	30	153.6%
50 秋田	52	78	26	150.0%
51 大阪	2,792	4,133	1,341	148.0%
52 沖縄	179	249	70	139.1%
計	20,224	35,045	14,821	173.3%

※ 弁護士白書による。

## (2) 弁護士過疎・偏在の解消状況

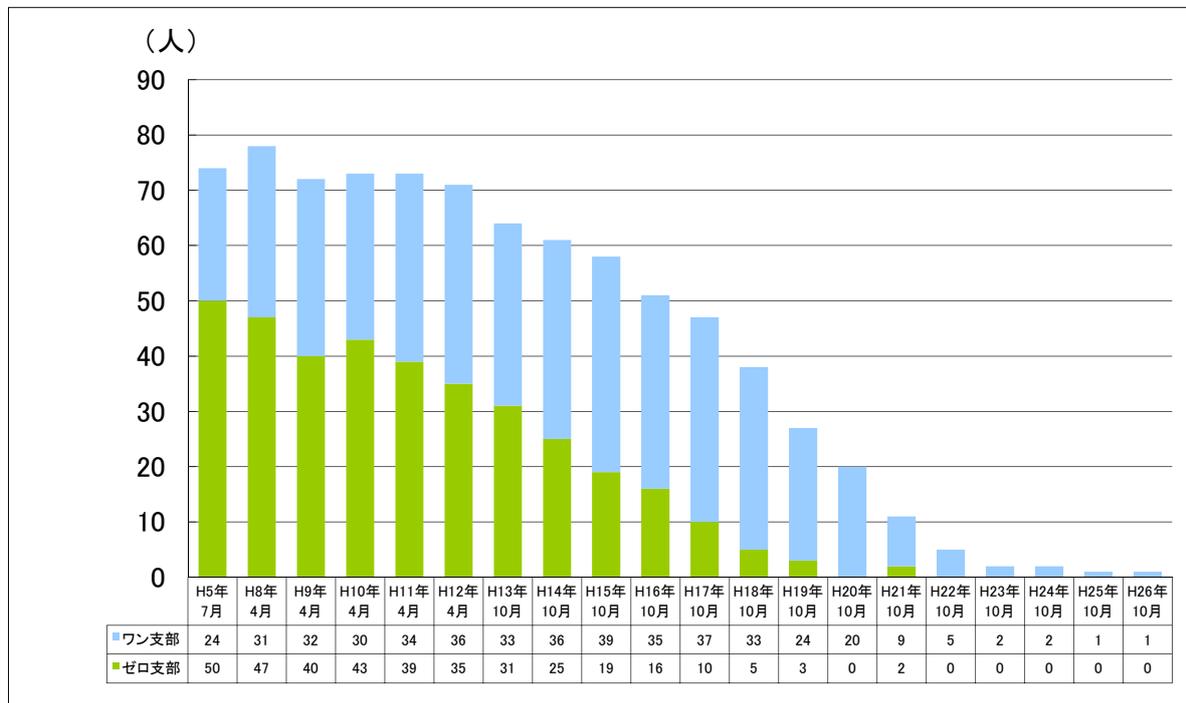
## ア 都道府県別弁護士1人当たりの人口比較

	都道府県	弁護士数(人)	人口(千人)	弁護士1人 当たりの人口(人)
1	秋田	78	1,050	13,462
2	岩手	99	1,295	13,081
3	山形	92	1,141	12,402
4	茨城	245	2,931	11,963
5	岐阜	178	2,051	11,522
6	青森	116	1,335	11,509
7	福島	177	1,946	10,994
8	三重	171	1,833	10,719
9	滋賀	139	1,416	10,187
10	富山	106	1,076	10,151
11	栃木	197	1,986	10,081
12	埼玉	725	7,222	9,961
13	島根	71	702	9,887
14	山口	149	1,420	9,530
15	長野	228	2,122	9,307
16	新潟	251	2,330	9,283
17	千葉	671	6,192	9,228
18	鹿児島	184	1,680	9,130
19	宮崎	123	1,120	9,106
20	静岡	420	3,723	8,864
21	愛媛	159	1,405	8,836
22	奈良	157	1,383	8,809
23	長崎	161	1,397	8,677
24	高知	86	745	8,663
25	佐賀	97	840	8,660
26	鳥取	68	578	8,500
27	徳島	91	770	8,462
28	大分	140	1,178	8,414
29	福井	98	795	8,112
30	群馬	264	1,984	7,515
31	熊本	244	1,801	7,381
32	山梨	117	847	7,239
33	和歌山	140	979	6,993
34	石川	166	1,159	6,982
35	兵庫	811	5,558	6,853
36	神奈川	1,428	9,079	6,358
37	北海道	886	5,431	6,130
38	香川	162	985	6,080
39	宮城	409	2,328	5,692
40	沖縄	249	1,415	5,683
41	岡山	355	1,930	5,437
42	広島	526	2,840	5,399
43	福岡	1,090	5,090	4,670
44	愛知	1,698	7,443	4,383
45	京都	664	2,617	3,941
46	大阪	4,133	8,849	2,141
47	東京	16,226	13,300	820
	全国合計	35,045	127,298	3,632

(注)

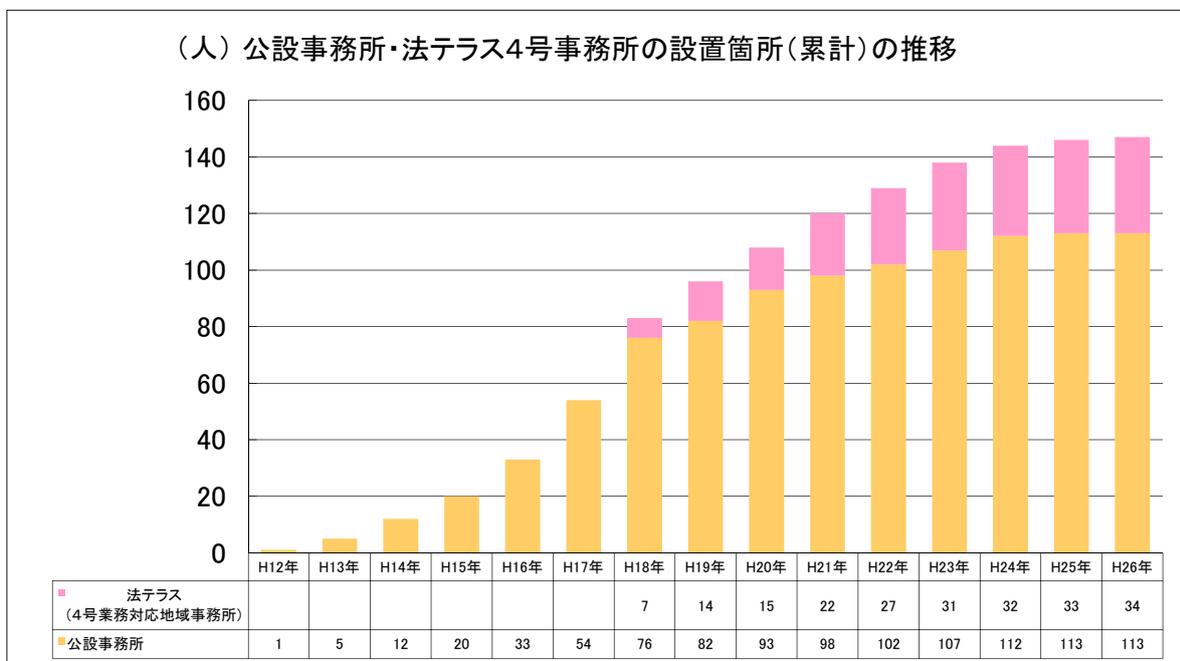
- 1 人口は、総務省統計局「人口推計」における平成25年10月1日現在。
- 2 弁護士数は、平成26年3月31日現在(弁護士白書)。
- 3 弁護士1人当たりの人口の全国合計値は、全国人口を全国弁護士数で除したもの。
- 4 都道府県人口は、単位未満を四捨五入してあるので、全国合計と各都道府県の内訳の計は必ずしも一致しない。

## イ 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書による。

(注) 「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。



※ 弁護士白書による。

(注) 「4号業務」(司法過疎対策業務)とは、身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務をいう(総合法律支援法第30条第1項第4号)

ウ 地方・家庭裁判所支部管内に所在する弁護士数(弁護士数順)

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
1	東京	立川	578
2	横浜	川崎	192
3	福岡	小倉	171
4	千葉	松戸	133
5	名古屋	岡崎	128
6	さいたま	川越	117
7	横浜	小田原	111
8	前橋	高崎	107
9	静岡	浜松	106
10	大阪	堺	104
11	静岡	沼津	102
12	神戸	姫路	101
13	さいたま	越谷	95
14	神戸	尼崎	94
15	名古屋	豊橋	74
16	横浜	相模原	71
17	福岡	久留米	70
18	水戸	土浦	66
19	さいたま	熊谷	65
20	津	四日市	65
21	福島	郡山	59
22	広島	福山	56
23	長野	松本	54
24	名古屋	一宮	45
25	奈良	葛城	43
26	横浜	横須賀	42
27	神戸	伊丹	42
28	山口	下関	39
29	那覇	沖縄	37
30	新潟	長岡	35
31	静岡	富士	34
32	青森	八戸	34
33	福島	いわき	33
34	大阪	岸和田	32
35	神戸	明石	32
36	長崎	佐世保	32
37	大津	彦根	31
38	水戸	龍ヶ崎	30
39	水戸	下妻	30
40	前橋	太田	29
41	岡山	倉敷	28
42	高松	丸亀	28
43	名古屋	半田	27
44	鳥取	米子	27
45	千葉	佐倉	26
46	長野	諏訪	26
47	富山	高岡	26
48	山口	周南	26
49	釧路	帯広	26
50	宇都宮	栃木	23
51	広島	呉	23

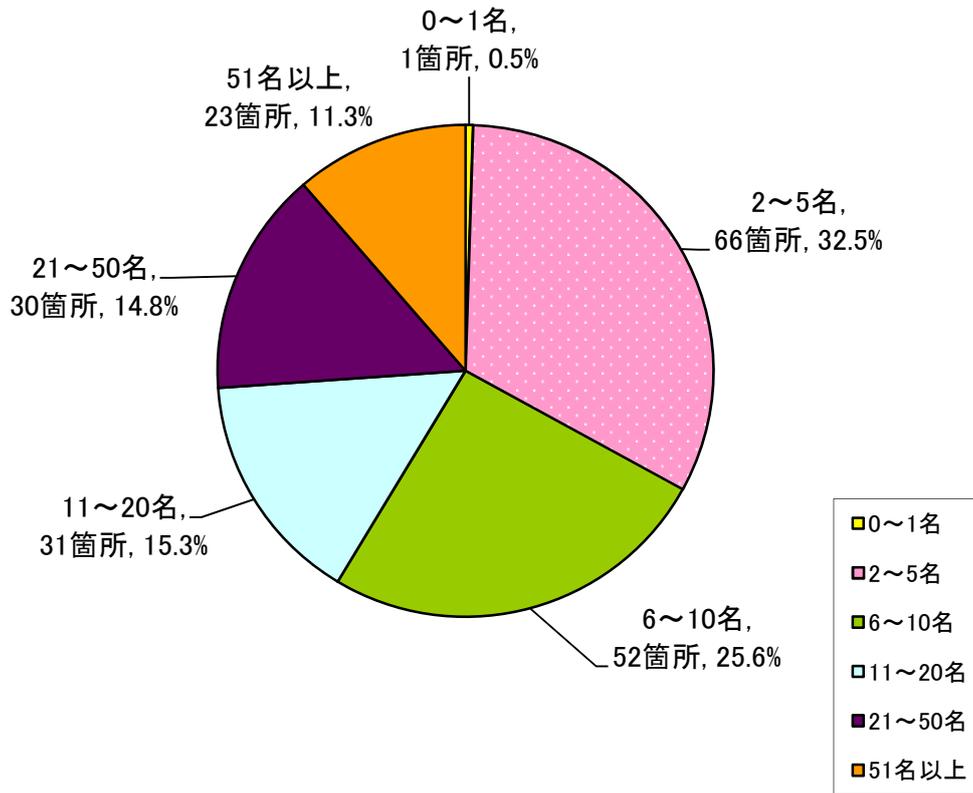
	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
52	新潟	高田	22
53	長野	上田	21
54	岐阜	多治見	20
55	岐阜	大垣	19
56	福岡	飯塚	19
57	青森	弘前	19
58	宇都宮	足利	18
59	長崎	大村	18
60	愛媛	西条	18
61	千葉	木更津	17
62	長野	佐久	16
63	広島	尾道	16
64	山口	岩国	16
65	岡山	津山	16
66	愛媛	今治	16
67	長野	飯田	15
68	大分	中津	15
69	佐賀	武雄	14
70	宮崎	都城	13
71	宇都宮	大田原	12
72	長野	伊那	12
73	新潟	三条	12
74	盛岡	花巻	12
75	千葉	八日市場	11
76	和歌山	田辺	11
77	金沢	小松	11
78	山口	宇部	11
79	佐賀	唐津	11
80	仙台	石巻	11
81	福島	会津若松	11
82	福島	相馬	11
83	盛岡	一関	11
84	釧路	北見	11
85	千葉	一宮	10
86	岐阜	御嵩	10
87	鳥取	倉吉	10
88	松江	出雲	10
89	福島	白河	10
90	山形	米沢	10
91	愛媛	宇和島	10
92	静岡	掛川	9
93	京都	福知山	9
94	神戸	豊岡	9
95	津	松阪	9
96	津	伊勢	9
97	岐阜	高山	9
98	福岡	大牟田	9
99	宮崎	延岡	9
100	仙台	古川	9
101	札幌	苫小牧	9
102	札幌	小樽	9

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
103	前橋	桐生	8
104	新潟	新発田	8
105	神戸	社	8
106	津	伊賀	8
107	松江	浜田	8
108	熊本	八代	8
109	鹿児島	鹿屋	8
110	山形	鶴岡	8
111	山形	酒田	8
112	京都	宮津	7
113	福井	敦賀	7
114	金沢	七尾	7
115	福岡	田川	7
116	福岡	行橋	7
117	鹿児島	加治木	7
118	秋田	大館	7
119	秋田	横手	7
120	青森	十和田	7
121	札幌	室蘭	7
122	水戸	日立	6
123	水戸	麻生	6
124	静岡	下田	6
125	京都	舞鶴	6
126	神戸	柏原	6
127	神戸	洲本	6
128	松江	益田	6
129	福岡	直方	6
130	福岡	八女	6
131	長崎	島原	6
132	那覇	石垣	6
133	仙台	大河原	6
134	秋田	大曲	6
135	青森	五所川原	6
136	愛媛	大洲	6
137	さいたま	秩父	5
138	千葉	館山	5
139	福井	武生	5
140	広島	三次	5
141	熊本	玉名	5
142	熊本	天草	5
143	鹿児島	名瀬	5
144	那覇	名護	5
145	那覇	平良	5
146	仙台	気仙沼	5
147	盛岡	遠野	5
148	盛岡	宮古	5
149	新潟	佐渡	4
150	大津	長浜	4
151	和歌山	新宮	4
152	富山	魚津	4
153	山口	萩	4

	地方・家庭裁判所	支部	弁護士数
154	福岡	柳川	4
155	大分	日田	4
156	鹿児島	知覧	4
157	鹿児島	川内	4
158	山形	新庄	4
159	秋田	能代	4
160	秋田	本荘	4
161	釧路	根室	4
162	高松	観音寺	4
163	徳島	阿南	4
164	高知	安芸	4
165	高知	中村	4
166	宇都宮	真岡	3
167	前橋	沼田	3
168	甲府	都留	3
169	京都	園部	3
170	神戸	龍野	3
171	奈良	五條	3
172	長崎	平戸	3
173	大分	佐伯	3
174	宮崎	日南	3
175	仙台	登米	3
176	盛岡	二戸	3
177	盛岡	水沢	3
178	札幌	岩見沢	3
179	札幌	浦河	3
180	旭川	名寄	3
181	旭川	紋別	3
182	旭川	留萌	3
183	徳島	美馬	3
184	高知	須崎	3
185	千葉	佐原	2
186	和歌山	御坊	2
187	津	熊野	2
188	金沢	輪島	2
189	岡山	新見	2
190	長崎	壱岐	2
191	長崎	五島	2
192	長崎	厳原	2
193	大分	杵築	2
194	大分	竹田	2
195	熊本	山鹿	2
196	熊本	阿蘇	2
197	熊本	人吉	2
198	札幌	滝川	2
199	札幌	岩内	2
200	函館	江差	2
201	旭川	稚内	2
202	釧路	網走	2
203	松江	西郷	1

※日弁連調べ(弁護士数は平成26年4月1日時点)

地方・家庭裁判所支部管内に所在する  
弁護士数の割合(人数別)



エ 地方裁判所管轄別弁護士1人当たりの人口比較

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H22.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
1	本庁	東京本庁	15,698	8,973,510	572
2	本庁	大阪本庁	4,000	6,389,980	1,597
3	本庁	名古屋本庁	1,427	3,670,873	2,572
4	本庁	神戸本庁	513	1,490,127	2,905
5	本庁	福岡本庁	792	2,495,840	3,151
6	本庁	岡山本庁	308	1,031,648	3,350
7	本庁	京都本庁	642	2,183,740	3,401
8	本庁	札幌本庁	665	2,342,338	3,522
9	本庁	那覇本庁	195	707,219	3,627
10	本庁	広島本庁	428	1,650,788	3,857
11	本庁	仙台本庁	375	1,490,098	3,974
12	本庁	高松本庁	131	593,743	4,532
13	本庁	鹿児島本庁	155	734,341	4,738
14	本庁	熊本本庁	223	1,093,533	4,904
15	本庁	金沢本庁	147	723,223	4,920
16	本庁	横浜本庁	1,008	4,994,557	4,955
17	本庁	新潟本庁	170	888,336	5,226
18	本庁	福井本庁	87	470,089	5,403
19	支部	高崎	107	581,034	5,430
20	本庁	宮崎本庁	98	535,719	5,467
21	本庁	長崎本庁	92	516,411	5,613
22	本庁	山口本庁	54	313,239	5,801
23	支部	久留米	70	407,825	5,826
24	本庁	和歌山本庁	124	726,467	5,859
25	本庁	甲府本庁	114	673,964	5,912
26	本庁	松山本庁	109	652,485	5,986
27	本庁	千葉本庁	469	2,844,312	6,065
28	本庁	大分本庁	114	695,567	6,101
29	本庁	宇都宮本庁	140	899,667	6,426
30	本庁	前橋本庁	117	763,658	6,527
31	支部	小倉	171	1,117,725	6,536
32	本庁	長野本庁	86	570,326	6,632
33	本庁	津本庁	79	536,062	6,786
34	本庁	佐賀本庁	70	475,657	6,795
35	本庁	高知本庁	76	528,247	6,951
36	本庁	徳島本庁	84	589,104	7,013
37	本庁	奈良本庁	112	785,988	7,018
38	本庁	富山本庁	72	508,027	7,056
39	本庁	松江本庁	44	312,356	7,099
40	支部	下関	39	280,947	7,204
41	支部	立川	578	4,185,878	7,242
42	支部	川崎	192	1,425,512	7,425
43	本庁	静岡本庁	164	1,223,481	7,460
44	支部	沼津	102	784,502	7,691
45	本庁	さいたま本庁	443	3,417,549	7,715
46	本庁	鳥取本庁	31	239,829	7,736
47	支部	諏訪	26	204,875	7,880
48	本庁	岐阜本庁	122	966,109	7,919
49	本庁	盛岡本庁	60	481,699	8,028
50	本庁	大津本庁	105	858,482	8,176
51	本庁	秋田本庁	50	416,186	8,324
52	本庁	旭川本庁	58	487,490	8,405
53	本庁	水戸本庁	111	940,838	8,476

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H22.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
54	支部	八戸	34	289,641	8,519
55	支部	石垣	6	52,438	8,740
56	支部	米子	27	240,101	8,893
57	本庁	福島本庁	52	463,205	8,908
58	本庁	青森本庁	52	471,156	9,061
59	支部	四日市	65	589,863	9,075
60	支部	土浦	66	601,541	9,114
61	本庁	釧路本庁	27	247,320	9,160
62	支部	福山	56	514,270	9,183
63	支部	郡山	59	546,963	9,271
64	本庁	山形本庁	60	563,473	9,391
65	本庁	函館本庁	46	442,467	9,619
66	支部	丸亀	28	270,897	9,675
67	支部	松本	54	524,138	9,706
68	支部	飯塚	19	187,944	9,892
69	支部	周南	26	257,503	9,904
70	支部	豊橋	74	765,687	10,347
71	支部	浜松	106	1,114,444	10,514
72	支部	佐世保	32	338,603	10,581
73	支部	相馬	11	116,919	10,629
74	支部	平良	5	53,270	10,654
75	支部	倉吉	10	108,737	10,874
76	支部	益田	6	65,252	10,875
77	支部	今治	16	174,180	10,886
78	支部	松戸	133	1,449,814	10,901
79	支部	姫路	101	1,105,041	10,941
80	支部	尼崎	94	1,029,626	10,953
81	支部	小田原	111	1,223,537	11,023
82	支部	中津	15	169,415	11,294
83	支部	飯田	15	169,504	11,300
84	支部	富士	34	386,028	11,354
85	支部	相模原	71	846,980	11,929
86	支部	唐津	11	133,305	12,119
87	支部	沖縄	37	452,078	12,218
88	支部	岡崎	128	1,566,085	12,235
89	支部	越谷	95	1,165,105	12,264
90	支部	下田	6	73,713	12,286
91	支部	葛城	43	535,034	12,443
92	支部	彦根	31	388,104	12,519
93	支部	いわき	33	415,071	12,578
94	支部	紋別	3	38,153	12,718
95	支部	福知山	9	115,488	12,832
96	支部	高田	22	287,058	13,048
97	支部	新宮	4	52,314	13,079
98	支部	呉	23	304,096	13,222
99	支部	熊谷	65	860,591	13,240
100	支部	横須賀	42	557,745	13,280
101	支部	龍ヶ崎	30	398,519	13,284
102	支部	上田	21	279,480	13,309
103	支部	大村	18	240,172	13,343
104	支部	佐久	16	213,724	13,358
105	支部	安芸	4	53,576	13,394
106	支部	帯広	26	348,597	13,408
107	支部	浜田	8	108,620	13,578
108	支部	大牟田	9	123,638	13,738

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H22.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
109	支部	太田	29	400,741	13,819
110	支部	川越	117	1,643,085	14,043
111	支部	田辺	11	156,174	14,198
112	支部	伊丹	42	609,989	14,524
113	支部	壺岐	2	29,377	14,689
114	支部	舞鶴	6	88,669	14,778
115	支部	岩国	16	236,858	14,804
116	支部	宮津	7	104,850	14,979
117	支部	津山	16	240,525	15,033
118	支部	弘前	19	290,115	15,269
119	支部	足利	18	275,779	15,321
120	支部	留萌	3	46,241	15,414
121	支部	堺	104	1,612,319	15,503
122	支部	佐渡	4	62,727	15,682
123	支部	伊那	12	190,402	15,867
124	支部	尾道	16	263,260	16,454
125	支部	宇和島	10	166,361	16,636
126	支部	花巻	12	201,178	16,765
127	支部	遠野	5	84,181	16,836
128	支部	明石	32	540,257	16,883
129	支部	新見	2	33,870	16,935
130	支部	栃木	23	393,803	17,122
131	支部	武雄	14	240,826	17,202
132	支部	巖原	2	34,407	17,204
133	支部	多治見	20	348,085	17,404
134	支部	高山	9	157,526	17,503
135	支部	高岡	26	457,576	17,599
136	支部	下妻	30	528,667	17,622
137	支部	一宮	45	793,280	17,628
138	支部	江差	2	35,872	17,936
139	支部	西条	18	324,013	18,001
140	支部	鶴岡	8	144,354	18,044
141	支部	北見	11	199,971	18,179
142	支部	気仙沼	5	90,918	18,184
143	支部	小樽	9	164,375	18,264
144	支部	長岡	35	644,467	18,413
145	支部	柏原	6	111,020	18,503
146	支部	宮古	5	92,694	18,539
147	支部	酒田	8	149,789	18,724
148	支部	一関	11	206,214	18,747
149	支部	三条	12	226,721	18,893
150	支部	直方	6	113,457	18,910
151	支部	大洲	6	114,454	19,076
152	支部	田川	7	134,548	19,221
153	支部	木更津	17	326,908	19,230
154	支部	七尾	7	135,960	19,423
155	支部	石巻	11	213,780	19,435
156	支部	天草	5	97,379	19,476
157	支部	白河	10	194,962	19,496
158	支部	平戸	3	60,050	20,017
159	支部	豊岡	9	180,607	20,067
160	支部	根室	4	80,569	20,142
161	支部	大垣	19	385,021	20,264
162	支部	掛川	9	182,839	20,315
163	支部	敦賀	7	145,404	20,772

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H22.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
164	支部	出雲	10	209,481	20,948
165	支部	新庄	4	84,319	21,080
166	支部	都城	13	274,278	21,098
167	支部	小松	11	235,147	21,377
168	支部	秩父	5	108,226	21,645
169	支部	西郷	1	21,688	21,688
170	支部	桐生	8	173,603	21,700
171	支部	苫小牧	9	196,682	21,854
172	支部	伊賀	8	177,491	22,186
173	支部	御嵩	10	224,032	22,403
174	支部	能代	4	90,028	22,507
175	支部	大館	7	158,587	22,655
176	支部	米沢	10	226,989	22,699
177	支部	半田	27	614,794	22,770
178	支部	倉敷	28	639,233	22,830
179	支部	八女	6	137,822	22,970
180	支部	大曲	6	139,543	23,257
181	支部	十和田	7	163,383	23,340
182	支部	中村	4	94,402	23,601
183	支部	一宮	10	236,559	23,656
184	支部	名瀬	5	118,773	23,755
185	支部	洲本	6	143,547	23,925
186	支部	萩	4	95,839	23,960
187	支部	大田原	12	288,655	24,055
188	支部	横手	7	168,880	24,126
189	支部	島原	6	145,063	24,177
190	支部	宇部	11	266,952	24,268
191	支部	八代	8	196,337	24,542
192	支部	日田	4	98,415	24,604
193	支部	浦河	3	75,321	25,107
194	支部	松阪	9	226,550	25,172
195	支部	社	8	203,760	25,470
196	支部	名護	5	127,813	25,563
197	支部	佐伯	3	76,951	25,650
198	支部	三次	5	128,336	25,667
199	支部	日南	3	78,142	26,047
200	支部	五所川原	6	159,044	26,507
201	支部	会津若松	11	291,944	26,540
202	支部	五條	3	79,706	26,569
203	支部	岸和田	32	862,946	26,967
204	支部	行橋	7	189,264	27,038
205	支部	佐倉	26	704,476	27,095
206	支部	阿南	4	108,418	27,105
207	支部	館山	5	136,110	27,222
208	支部	伊勢	9	245,180	27,242
209	支部	延岡	9	247,094	27,455
210	支部	登米	3	83,969	27,990
211	支部	本荘	4	112,773	28,193
212	支部	名寄	3	86,897	28,966
213	支部	美馬	3	87,969	29,323
214	支部	須崎	3	88,231	29,410
215	支部	沼田	3	89,032	29,677
216	支部	岩内	2	60,091	30,046
217	支部	阿蘇	2	61,044	30,522
218	支部	大河原	6	183,679	30,613

	本庁・支部	本・支部名	弁護士数	管内人口 (H22.10時点)	弁護士一人 当たりの人口
219	支部	鹿屋	8	250,552	31,319
220	支部	五島	2	62,696	31,348
221	支部	室蘭	7	219,607	31,372
222	支部	古川	9	285,721	31,747
223	支部	魚津	4	127,644	31,911
224	支部	竹田	2	63,875	31,938
225	支部	稚内	2	65,044	32,522
226	支部	観音寺	4	131,202	32,801
227	支部	新発田	8	265,141	33,143
228	支部	御坊	2	67,243	33,622
229	支部	玉名	5	168,821	33,764
230	支部	加治木	7	243,195	34,742
231	支部	網走	2	71,885	35,943
232	支部	知覧	4	145,803	36,451
233	支部	八日市場	11	413,636	37,603
234	支部	輪島	2	75,458	37,729
235	支部	武生	5	190,821	38,164
236	支部	麻生	6	229,033	38,172
237	支部	熊野	2	79,578	39,789
238	支部	柳川	4	163,905	40,976
239	支部	二戸	3	123,110	41,037
240	支部	日立	6	271,172	45,195
241	支部	杵築	2	92,306	46,153
242	支部	水沢	3	141,071	47,024
243	支部	人吉	2	94,727	47,364
244	支部	園部	3	143,345	47,782
245	支部	真岡	3	149,779	49,926
246	支部	佐原	2	104,474	52,237
247	支部	山鹿	2	105,585	52,793
248	支部	川内	4	213,578	53,395
249	支部	滝川	2	115,613	57,807
250	支部	龍野	3	174,159	58,053
251	支部	岩見沢	3	181,886	60,629
252	支部	都留	3	189,111	63,037
253	支部	長浜	4	164,191	165,501
		合計	35,113	128,057,352	3,647

※弁護士数は日弁連調べ(平成26年4月1日時点)。

(3) 今後の都道府県別弁護士数シミュレーション

(単位:人)

都道府県	弁護士数					弁護士一人当たり人口					人口	
	平成26年	平成37年				平成26年	平成37年				平成25年	平成37年
		司法試験年間合格者数の仮定					司法試験年間合格者数の仮定					
		1,500人	2,000人	2,500人	3,000人		1,500人	2,000人	2,500人	3,000人		
東京	16,226	20,105	22,342	24,578	26,814	820	655	590	536	491	13,300,000	13,178,672
神奈川	1,428	2,006	2,219	2,431	2,644	6,358	4,491	4,060	3,705	3,407	9,079,000	9,009,667
埼玉	725	1,125	1,240	1,355	1,470	9,961	6,216	5,638	5,159	4,755	7,222,000	6,991,046
千葉	671	1,014	1,118	1,222	1,326	9,928	5,906	5,357	4,901	4,516	6,192,000	5,987,027
茨城	245	410	451	492	533	11,963	6,747	6,134	5,622	5,189	2,931,000	2,764,115
栃木	197	304	335	366	397	10,081	6,137	5,571	5,100	4,703	1,986,000	1,867,192
群馬	264	368	407	446	484	7,515	5,050	4,567	4,169	3,835	1,984,000	1,857,908
静岡	420	594	657	720	782	8,864	5,856	5,297	4,836	4,449	3,723,000	3,480,333
山梨	117	181	200	219	237	7,239	4,278	3,879	3,547	3,268	847,000	775,908
長野	228	357	393	430	466	9,307	5,428	4,926	4,510	4,158	2,122,000	1,937,623
新潟	251	331	367	403	439	9,283	6,374	5,753	5,242	4,814	2,330,000	2,112,473
大阪	4,133	4,984	5,545	6,106	6,667	2,141	1,688	1,517	1,377	1,262	8,849,000	8,410,039
京都	664	992	1,094	1,196	1,298	3,941	2,521	2,285	2,090	1,925	2,617,000	2,499,460
兵庫	811	1,209	1,335	1,461	1,587	6,853	4,357	3,946	3,607	3,321	5,558,000	5,268,695
奈良	157	195	216	238	260	8,809	6,570	5,913	5,376	4,928	1,383,000	1,279,718
滋賀	139	205	226	247	268	10,187	6,834	6,196	5,667	5,221	1,416,000	1,398,322
和歌山	140	195	216	236	257	6,993	4,462	4,031	3,676	3,378	979,000	869,182
愛知	1,698	2,345	2,595	2,845	3,095	4,383	3,134	2,832	2,583	2,374	7,443,000	7,348,135
三重	171	267	295	322	349	10,719	6,411	5,817	5,324	4,908	1,833,000	1,714,523
岐阜	178	282	310	339	368	11,522	6,772	6,145	5,623	5,184	2,051,000	1,907,818
福井	98	134	149	163	177	8,112	5,438	4,916	4,485	4,124	795,000	731,030
石川	166	260	287	313	340	6,982	4,213	3,822	3,497	3,223	1,159,000	1,096,170
富山	106	162	178	195	212	10,151	6,096	5,527	5,055	4,657	1,076,000	985,889
広島	526	720	798	875	952	5,399	3,732	3,371	3,074	2,825	2,840,000	2,688,800
山口	149	185	206	226	247	9,530	6,888	6,202	5,639	5,171	1,420,000	1,275,187
岡山	355	486	538	590	641	5,437	3,729	3,369	3,073	2,824	1,930,000	1,811,274
鳥取	68	94	104	114	125	8,500	5,513	4,981	4,542	4,174	578,000	519,861
島根	71	106	117	128	139	9,887	5,852	5,303	4,849	4,466	702,000	621,882
福岡	1,090	1,484	1,643	1,802	1,962	4,670	3,272	2,955	2,694	2,475	5,090,000	4,855,724
佐賀	97	143	158	172	187	8,660	5,425	4,914	4,491	4,135	840,000	774,676
長崎	161	230	254	278	302	8,677	5,434	4,918	4,492	4,134	1,397,000	1,250,016
大分	140	191	212	232	253	8,414	5,720	5,166	4,710	4,328	1,178,000	1,093,634
熊本	244	344	380	417	453	7,381	4,848	4,383	3,999	3,677	1,801,000	1,666,017
鹿児島	184	284	312	341	370	9,130	5,367	4,871	4,459	4,111	1,680,000	1,521,991
宮崎	123	172	190	208	226	9,106	6,005	5,437	4,966	4,571	1,120,000	1,033,671
沖縄	249	292	325	359	392	5,683	4,839	4,345	3,943	3,609	1,415,000	1,414,154
宮城	409	539	598	656	714	5,692	4,099	3,699	3,370	3,095	2,328,000	2,210,121
福島	177	242	268	294	320	10,994	7,360	6,647	6,060	5,569	1,946,000	1,780,166
山形	92	127	141	154	168	12,402	7,898	7,142	6,518	5,994	1,141,000	1,005,850
岩手	99	146	162	177	192	13,081	7,792	7,055	6,445	5,932	1,295,000	1,139,825
秋田	78	104	115	126	138	13,462	8,603	7,757	7,062	6,482	1,050,000	893,224
青森	116	189	208	227	246	11,509	6,145	5,583	5,115	4,719	1,335,000	1,161,431
北海道	886	1,253	1,385	1,517	1,649	6,130	3,959	3,581	3,270	3,008	5,431,000	4,959,984
香川	162	240	265	290	315	6,080	3,750	3,395	3,102	2,856	985,000	899,859
徳島	91	110	122	134	146	8,462	6,254	5,627	5,114	4,687	770,000	686,332
高知	86	92	103	114	125	8,663	7,085	6,346	5,747	5,251	745,000	654,741
愛媛	159	206	228	251	273	8,836	6,165	5,559	5,062	4,647	1,405,000	1,269,451
全国合計	35,045	46,005	51,005	56,005	61,005	3,632	2,623	2,366	2,154	1,978	127,297,000	120,658,816

(注)

1 平成37年弁護士数(都道府県別)の計算方法は次のとおりである。

「平成37年弁護士数(都道府県別)」＝(平成32年弁護士数(都道府県別)＋直近5年間(平成32年－平成27年)の弁護士増加数(都道府県別))×((平成37年法曹三者総人口－平成37年検察官・裁判官数)÷(平成32年弁護士数(全国合計)＋直近5年間(平成32年－平成27年)の弁護士増加数(全国合計)))

「平成37年検察官・裁判官数」＝平成26年検察官・裁判官数＋(直近1年間(平成26年－平成25年)の増加数×11年)

「平成32年弁護士数(都道府県別)」＝(平成27年弁護士数(都道府県別)＋直近5年間(平成27年－平成22年)の弁護士増加数(都道府県別))×((平成32年法曹三者総人口－平成32年検察官・裁判官数)÷(平成27年弁護士数(全国合計)＋直近5年間(平成27年－平成22年)の弁護士増加数(全国合計)))

「平成32年検察官・裁判官数」＝平成26年検察官・裁判官数＋(直近1年間(平成26年－平成25年)の増加数×6年)

「平成27年弁護士数(都道府県別)」＝(平成26年弁護士数(都道府県別)＋直近1年間(平成26年－平成25年)の弁護士増加数(都道府県別))×((平成27年法曹三者総人口－平成27年検察官・裁判官数)÷(平成26年弁護士数(全国合計)＋直近1年間(平成26年－平成25年)の弁護士増加数(全国合計)))

「平成27年検察官・裁判官数」＝平成26年検察官・裁判官数＋(直近1年間(平成26年－平成25年)の増加数×1年)

2 平成37年、平成32年、平成27年の法曹三者総人口は、法曹養成制度改革顧問会議参考資料「今後の法曹人口についてのシミュレーション」によるもの。

3 平成22年～平成26年の弁護士数(都道府県別)は、日本弁護士連合会調べ。東京の弁護士数は、東京、第一東京、第二東京弁護士会の弁護士数を合計したもの。北海道の弁護士数は、札幌、函館、旭川、釧路弁護士会の弁護士数を合計したもの。

4 平成25年、平成26年の検察官・裁判官数は、最高裁判所調べ。

5 平成25年都道府県別人口は、総務省統計局「人口推計」より。

6 平成32年都道府県別人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より。

7 弁護士一人当たりの人口の全国合計値は、全国人口を全国弁護士数で除したものの。

#### 4 法曹に対する需要

##### (1) 裁判所の事件

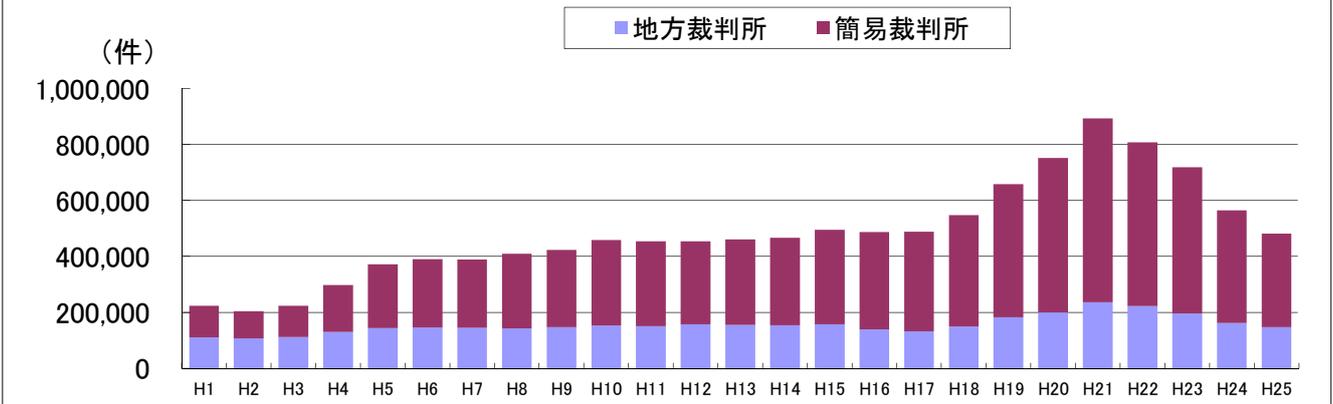
##### ア 民事・行政事件, 家事事件, 刑事事件, 少年事件

##### 新受事件数

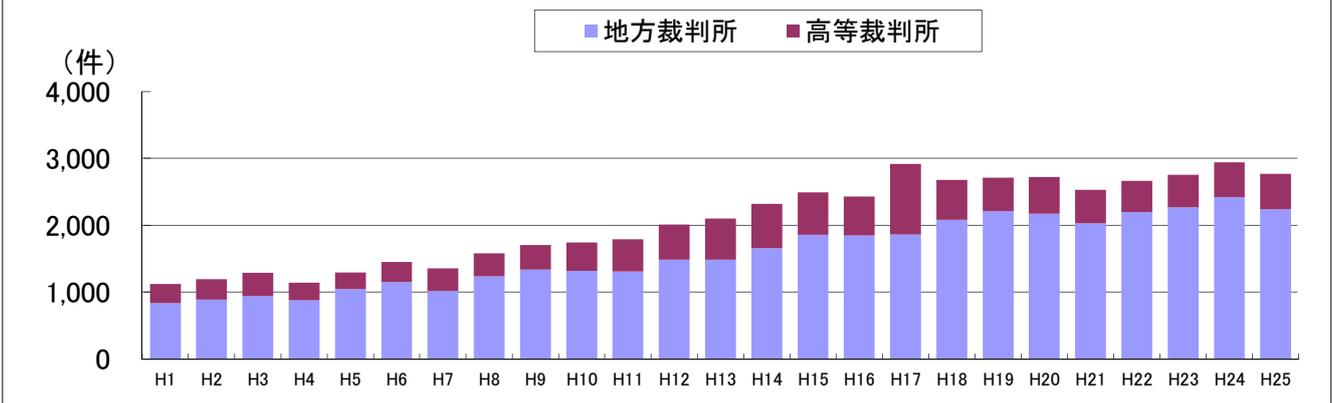
	第一審民事通常 訴訟事件		第一審行政 訴訟事件		家事審判 事件 (単位:件)	人事訴訟 事件 (単位:件)	第一審 刑事 訴訟事件 (地裁) (単位:人)	少年保護 事件人員 (単位:人)
	地裁 (単位:件)	簡裁 (単位:件)	高裁 (単位:件)	地裁 (単位:件)				
平成元年	110,970	112,472	286	833	252,587	6,501	69,738	502,757
平成2年	106,871	96,635	303	888	245,609	6,659	63,763	480,906
平成3年	112,080	110,942	347	939	254,809	6,919	62,709	443,168
平成4年	129,437	168,588	261	877	267,327	6,767	62,369	399,738
平成5年	143,511	227,791	245	1,047	286,843	7,185	64,428	355,786
平成6年	146,392	244,131	300	1,150	292,573	7,262	65,245	321,473
平成7年	144,479	244,865	338	1,018	301,133	7,373	69,144	293,703
平成8年	142,959	266,573	345	1,235	311,527	7,504	73,145	298,775
平成9年	146,588	276,120	364	1,337	332,009	7,836	75,834	316,703
平成10年	152,678	306,169	423	1,318	363,666	7,869	77,496	318,508
平成11年	150,952	302,690	482	1,305	394,912	8,680	85,016	297,505
平成12年	156,850	297,261	527	1,483	429,115	9,091	94,141	283,389
平成13年	155,541	305,711	615	1,484	456,611	9,426	99,993	284,336
平成14年	153,959	312,952	666	1,654	490,519	10,120	107,029	281,638
平成15年	157,833	337,231	636	1,856	527,522	10,748	111,822	270,954
平成16年	138,498	349,014	582	1,844	533,654	11,307	113,464	258,040
平成17年	132,654	355,386	1,052	1,863	548,834	11,496	111,730	233,356
平成18年	148,767	398,261	597	2,081	572,781	11,021	106,020	211,799
平成19年	182,290	475,624	499	2,211	583,426	11,343	97,828	194,650
平成20年	199,522	551,875	547	2,170	596,945	10,718	93,568	172,995
平成21年	235,508	658,227	498	2,029	621,316	10,817	92,777	172,050
平成22年	222,594	585,594	466	2,195	633,337	11,373	86,387	163,023
平成23年	196,366	522,639	486	2,268	636,757	11,389	80,608	150,844
平成24年	161,313	403,309	521	2,417	672,690	11,409	76,588	132,142
平成25年	147,390	333,746	530	2,237	734,228	10,594	71,771	121,284

※ 裁判所データブックによる。

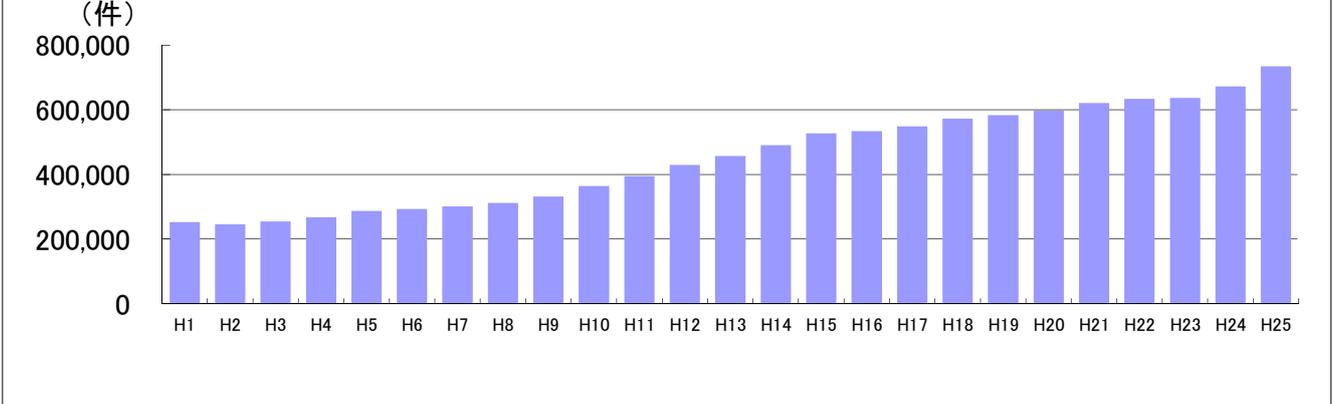
第一審民事通常訴訟事件数(地裁・簡裁)



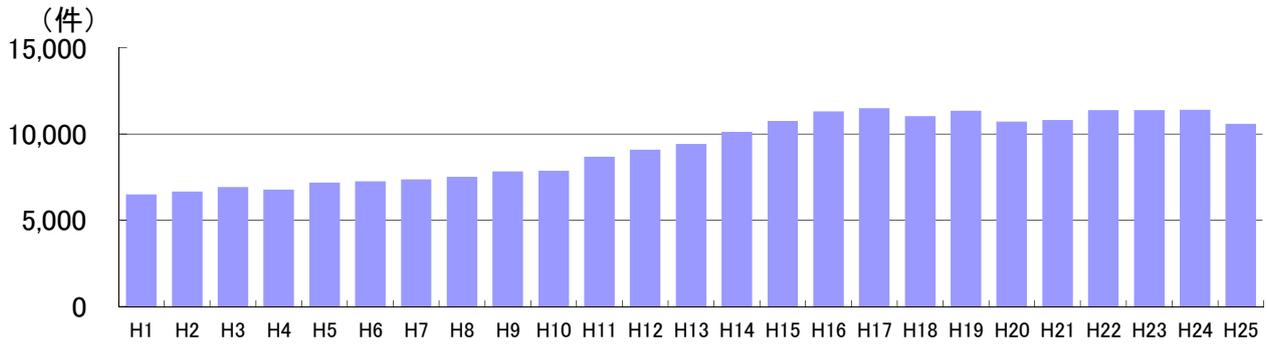
第一審行政訴訟事件数(高裁・地裁)



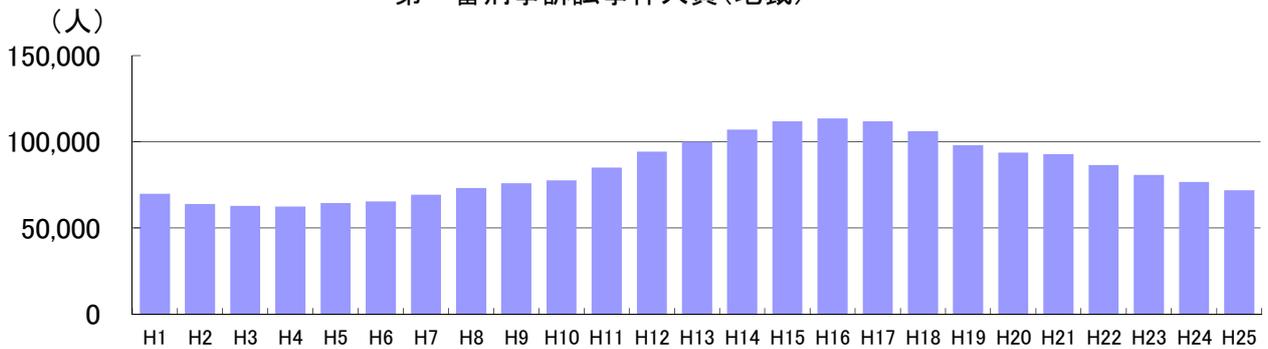
家事審判事件数



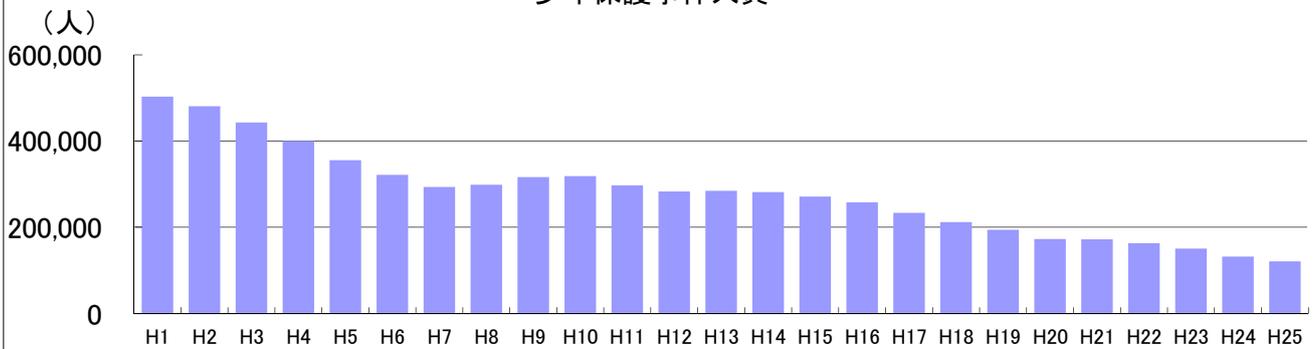
人事訴訟事件数



第一審刑事訴訟事件人員(地裁)



少年保護事件人員



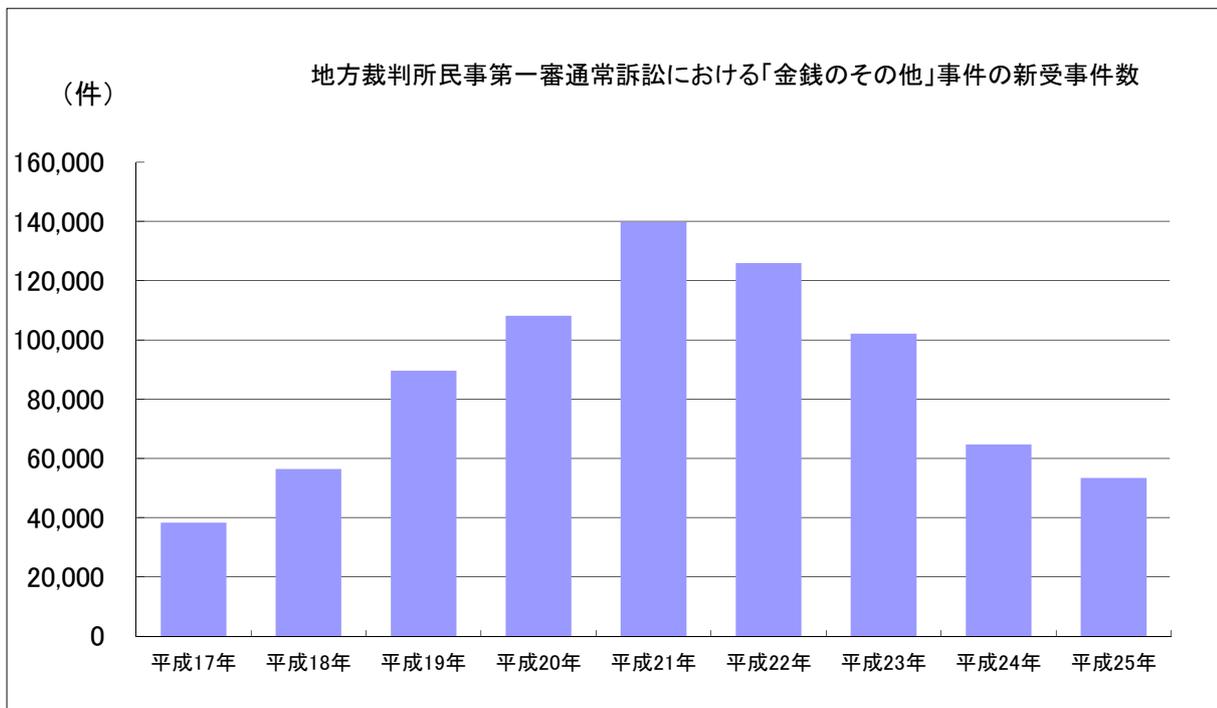
(参考)

地方裁判所民事第一審通常訴訟における「金銭のその他」事件の新受事件数

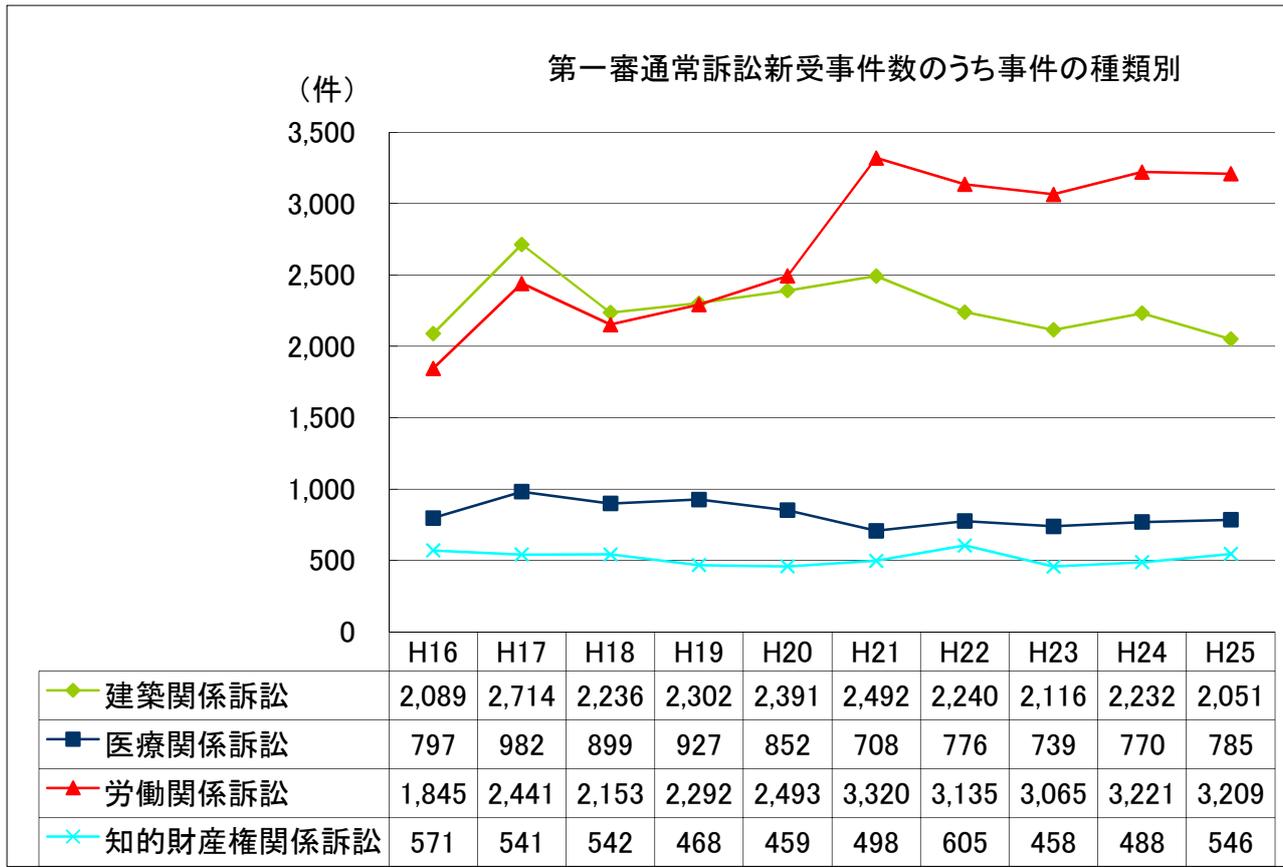
平成17年	38,368
平成18年	56,455
平成19年	89,562
平成20年	108,104
平成21年	139,875
平成22年	125,885
平成23年	102,146
平成24年	64,678
平成25年	53,453

(注)

- 1 最高裁判所提供のデータによる。なお、いわゆる過払金返還請求訴訟については「金銭のその他」事件に含まれるものとして統計上把握しており、上記の数値はその数値である。
- 2 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。



イ 専門的知見を要する事件

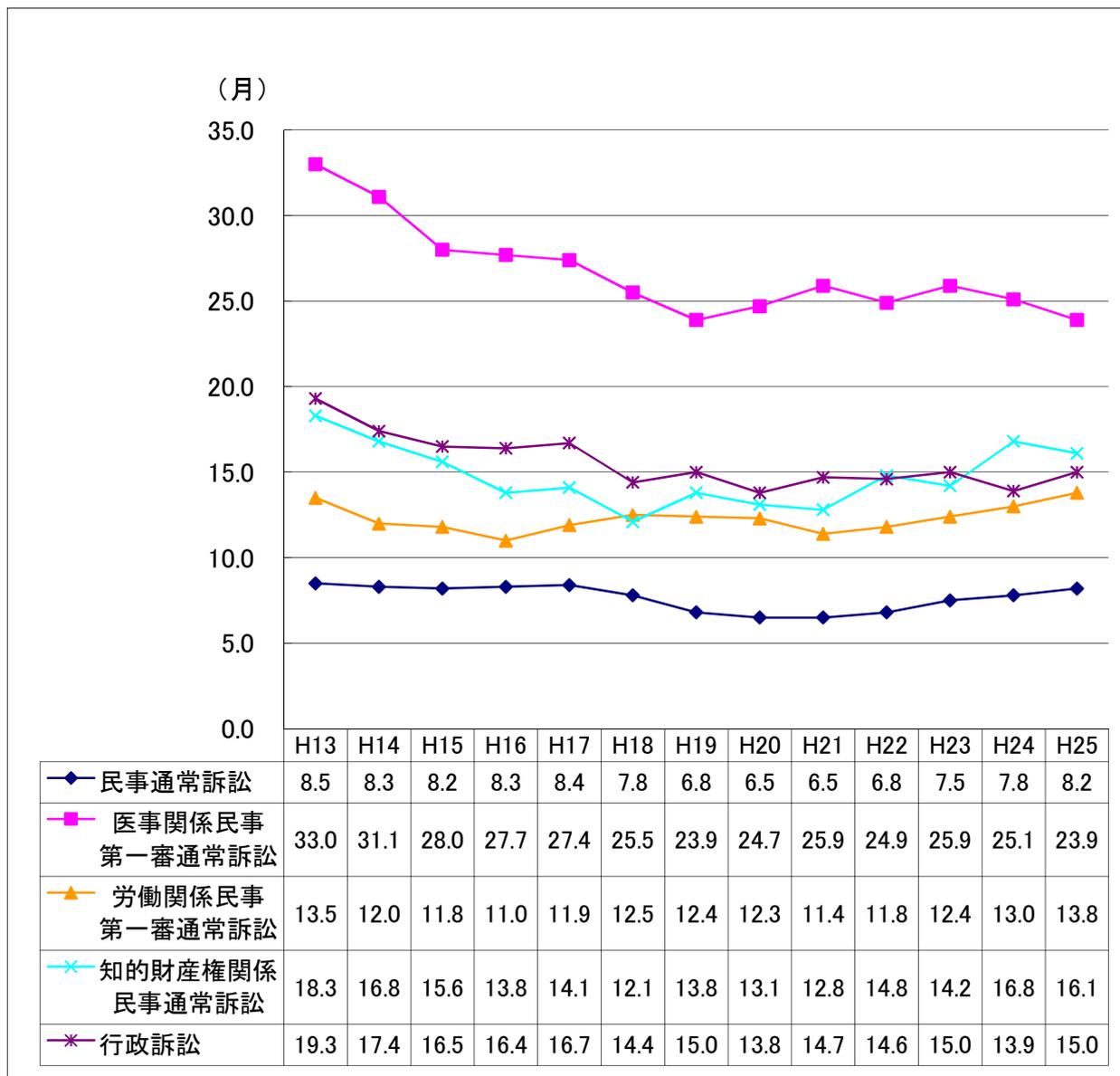


※ 司法統計年報(平成16年～平成25年)による。

(注)

- 1 建築関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち建築請負代金等請求訴訟及び建築瑕疵による損害賠償請求訴訟を指す。
- 2 医療関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち医療行為による損害賠償請求訴訟を指す。
- 3 労働関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち労働に関する訴え及び金銭目的以外の労働に関する訴えを指す。
- 4 知的財産権関係訴訟は、金銭を目的とする訴えのうち知的財産権に関する訴え及び金銭目的以外の知的財産権に関する訴えを指す。

ウ 平均審理期間(地方裁判所第一審)



(注) 民事通常訴訟は、全体の事件の平均審理期間。

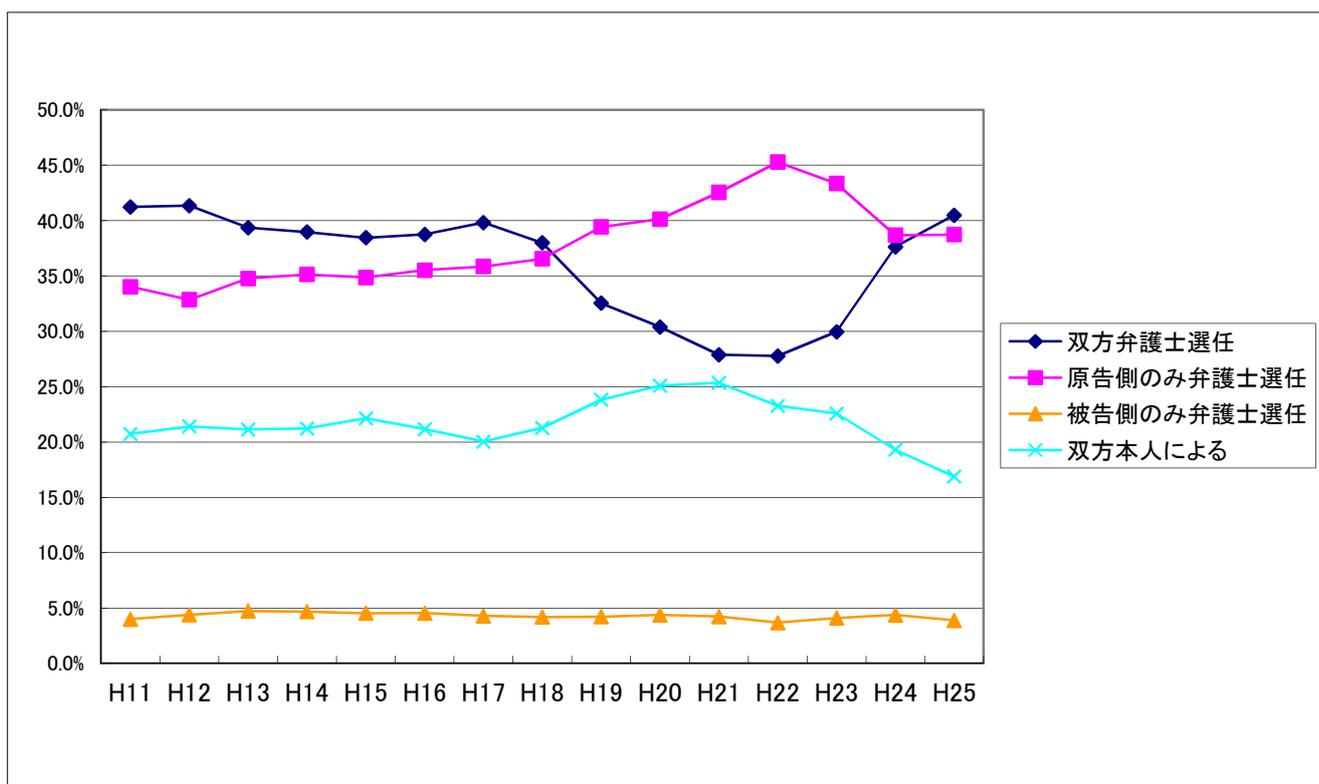
※ 裁判所データブックによる。

## エ 民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況

民事第一審通常訴訟既済事件における弁護士選任状況

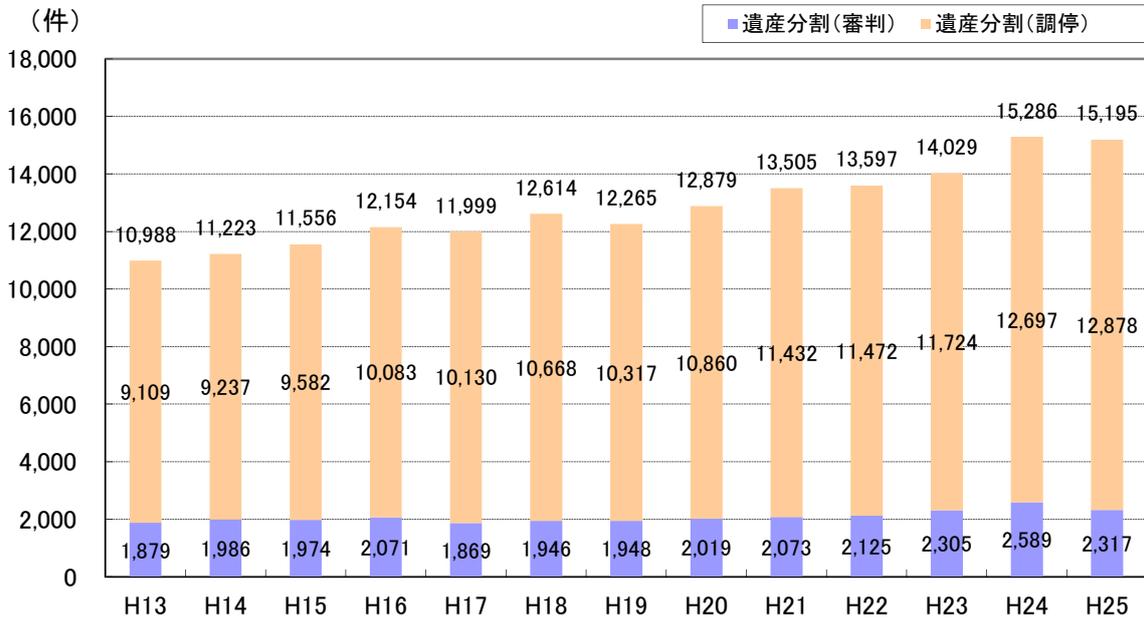
年 (事件数) (対総数割合)	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	双方弁護士選任	63,662	65,651	61,975	60,682	61,151	55,524	52,963	54,305	56,262	58,420	59,812	63,148	63,672	63,305
	41.2%	41.3%	39.4%	39.0%	38.5%	38.7%	39.8%	38.0%	32.5%	30.4%	27.9%	27.8%	30.0%	37.6%	40.5%
原告側のみ弁護士選任	52,538	52,162	54,738	54,728	55,432	50,907	47,679	52,258	68,153	77,157	91,244	102,983	92,119	65,071	58,082
	34.0%	32.9%	34.8%	35.1%	34.9%	35.5%	35.8%	36.6%	39.4%	40.1%	42.5%	45.3%	43.4%	38.7%	38.7%
被告側のみ弁護士選任	6,190	6,979	7,469	7,288	7,224	6,531	5,719	5,989	7,308	8,426	9,086	8,390	8,721	7,382	5,846
	4.0%	4.4%	4.7%	4.7%	4.5%	4.6%	4.3%	4.2%	4.2%	4.4%	4.2%	3.7%	4.1%	4.4%	3.9%
双方本人による	32,005	33,989	33,269	33,057	35,225	30,332	26,645	30,424	41,162	48,230	54,370	52,914	47,986	32,469	25,303
	20.7%	21.4%	21.1%	21.2%	22.1%	21.2%	20.0%	21.3%	23.8%	25.1%	25.3%	23.3%	22.6%	19.3%	16.9%
総数	154,395	158,781	157,451	155,755	159,032	143,294	133,006	142,976	172,885	192,233	214,512	227,435	212,498	168,227	149,928

※ 裁判所データブックによる。



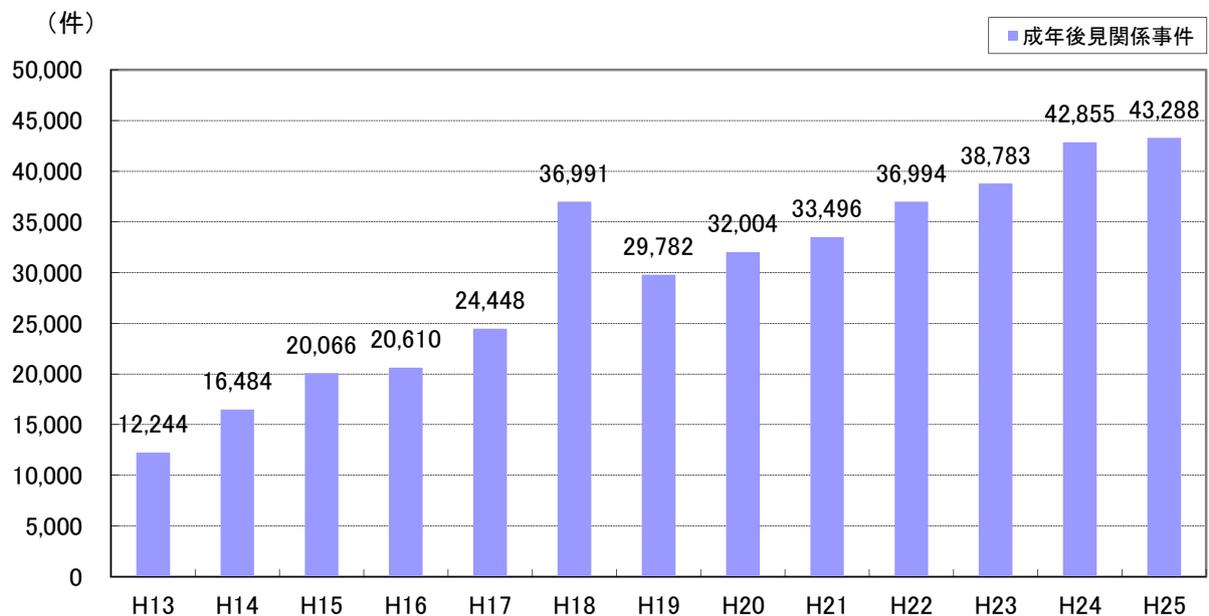
## オ 遺産分割事件・成年後見関係事件の新受事件の推移

### ○ 遺産分割事件の新受件数の推移



※ グラフ上部の数値は、「遺産分割(審判)」と「遺産分割(調停)」の合計数

### ○ 成年後見関係事件の新受件数の推移

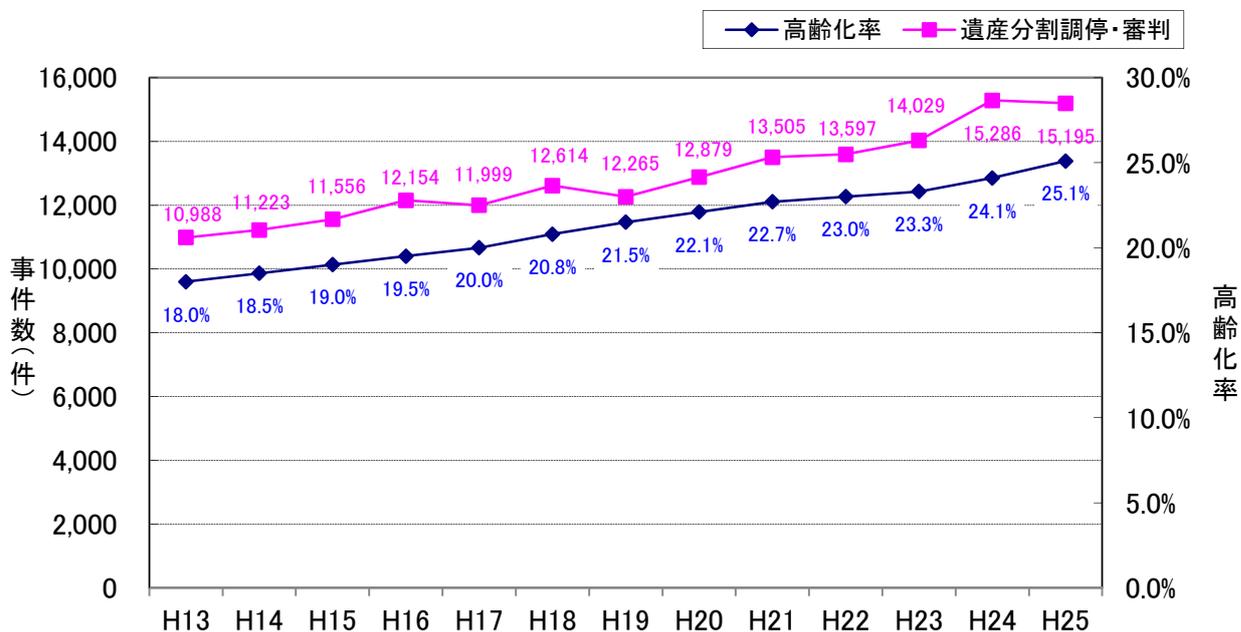


※成年後見関係事件は、後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計である。

※後見開始等の申立てには後見開始の審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与などの申立てを含む。

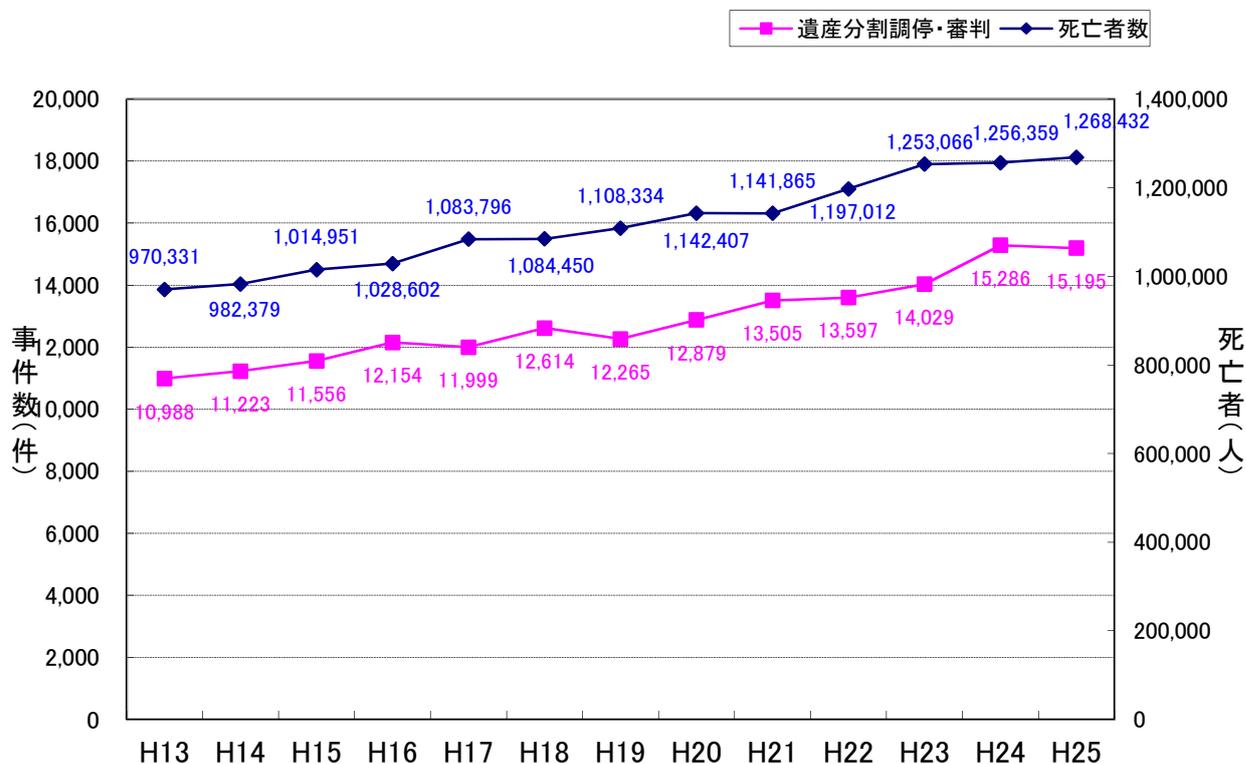
## カ 遺産分割事件と高齢化率・死亡者数

### ○ 遺産分割事件と高齢化率



※ 高齢化率は高齢社会白書による。

### ○ 遺産分割事件と死亡者数

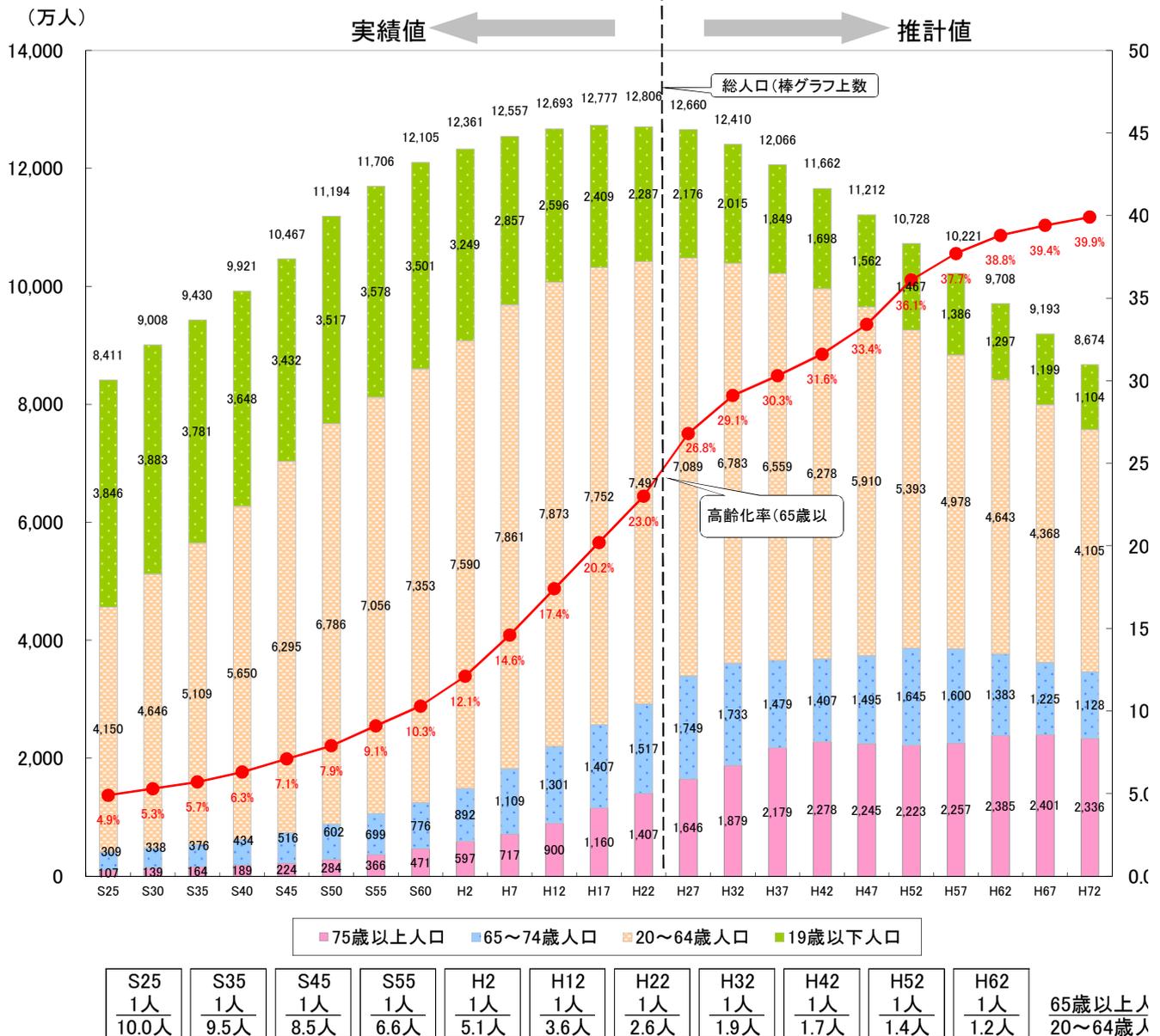


※ 死亡者数は厚生労働省人口動態統計による。

○ 高齢化の進行

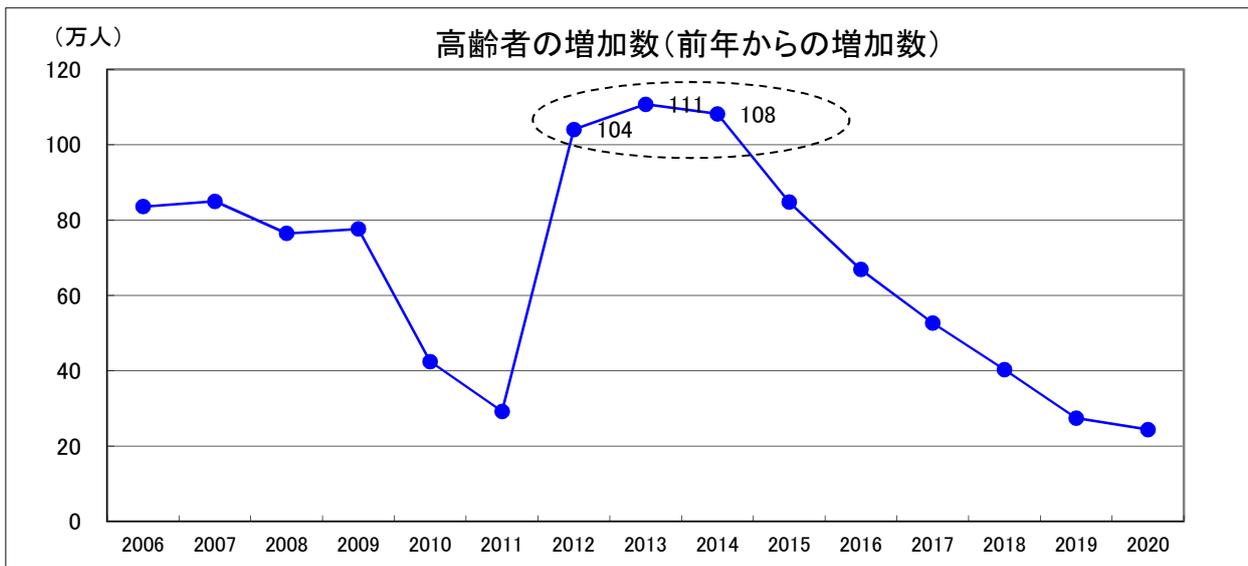
- ・高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」(昭和22年～24年に生まれた人)が65歳以上となる平成27年には3,395万人となり、その後も増加。平成54年以降は高齢者人口が減少に転じるが高齢化率は上昇。
- ・平成72年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上。
- ・平成72年には75歳以上人口が総人口の26.9%となり4人に1人が75歳以上。
- ・平成72年には、高齢者1人に対して現役世代(20～64歳以上)1.2人。

高齢化の推移と将来の推計



※高齢社会白書による。

・団塊の世代が65歳になる2012～2014年に高齢者人口が100万人ずつ増加する見込み



○ 平成47年(2035)には、ほぼ全ての都道府県で高齢化率は30%以上となる見通し

都道府県別高齢化率の推移

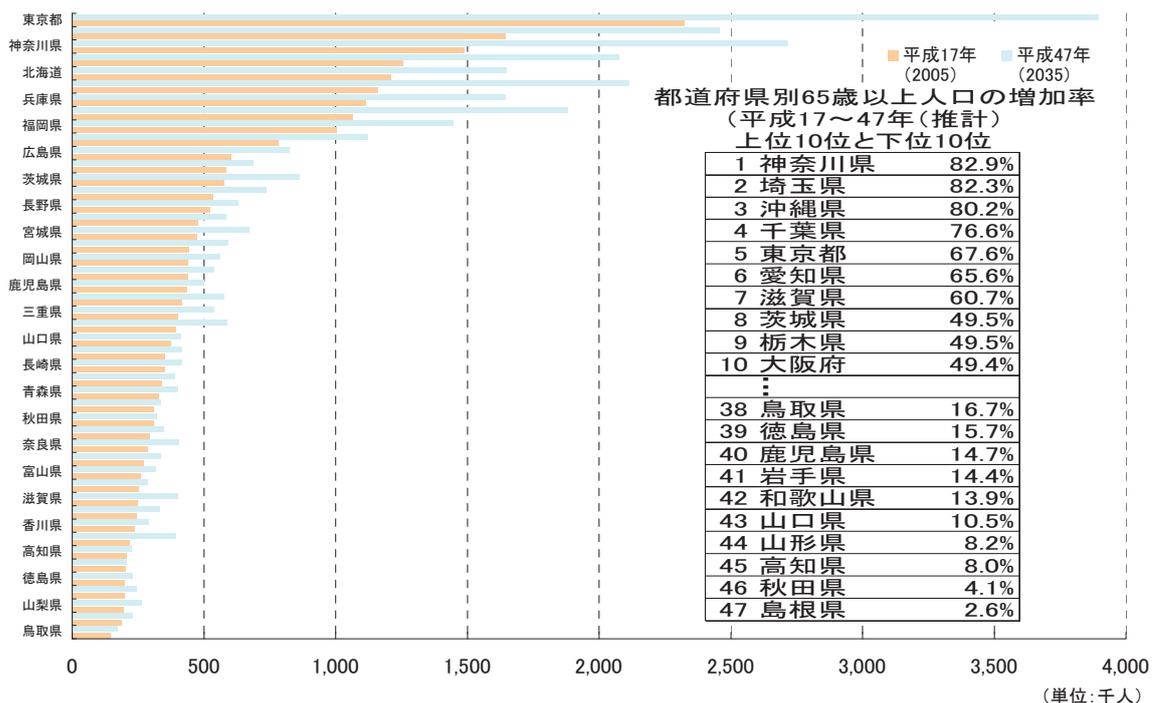
	(単位:%)		
	昭和50年 (1975年)	平成21年 (2009年)	平成47年 (2035年)
全国	7.9	22.7	33.7
北海道	6.9	24.2	37.4
青森県	7.5	24.9	38.2
岩手県	8.5	26.8	37.5
宮城県	7.7	22.1	33.8
秋田県	8.9	28.9	41.0
山形県	10.1	27.0	36.3
福島県	9.2	24.7	35.5
茨城県	8.8	23.1	33.9
栃木県	8.3	21.7	33.6
群馬県	8.4	22.0	35.2
埼玉県	5.3	20.0	33.8
千葉県	6.3	21.0	34.2
東京都	6.3	20.9	30.7
神奈川県	5.3	20.0	31.9
新潟県	9.6	26.1	36.6
富山県	9.5	26.0	36.0
石川県	9.1	23.5	34.5
福井県	10.1	24.8	34.0
山梨県	10.2	24.3	35.3
長野県	10.7	26.2	35.6
岐阜県	8.6	23.6	33.6
静岡県	7.9	23.3	34.6
愛知県	6.3	19.8	29.7
三重県	9.9	23.8	33.5
滋賀県	9.3	20.2	29.9
京都府	9.0	23.1	32.3
大阪府	6.0	22.0	33.3
兵庫県	7.9	22.8	34.3
奈良県	8.5	23.5	36.8
和歌山県	10.4	26.7	38.6
鳥取県	11.1	25.9	34.5
島根県	12.5	29.0	37.3
岡山県	10.7	24.9	33.4
広島県	8.9	23.7	34.5
山口県	10.2	27.5	37.4
徳島県	10.7	26.6	36.7
香川県	10.5	25.4	35.9
愛媛県	10.4	26.2	37.0
高知県	12.2	28.4	37.4
福岡県	8.3	22.0	32.6
佐賀県	10.7	24.3	34.2
長崎県	9.5	25.7	37.4
熊本県	10.7	25.5	35.6
大分県	10.6	26.4	35.6
宮崎県	9.5	25.6	36.9
鹿児島県	11.5	26.3	35.9
沖縄県	7.0	17.5	27.7



資料:昭和50年は総務省統計局「国勢調査」,平成21年は総務省「人口推計」,平成47年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

○ 都市部に居住する高齢者が大幅に増加する見通し

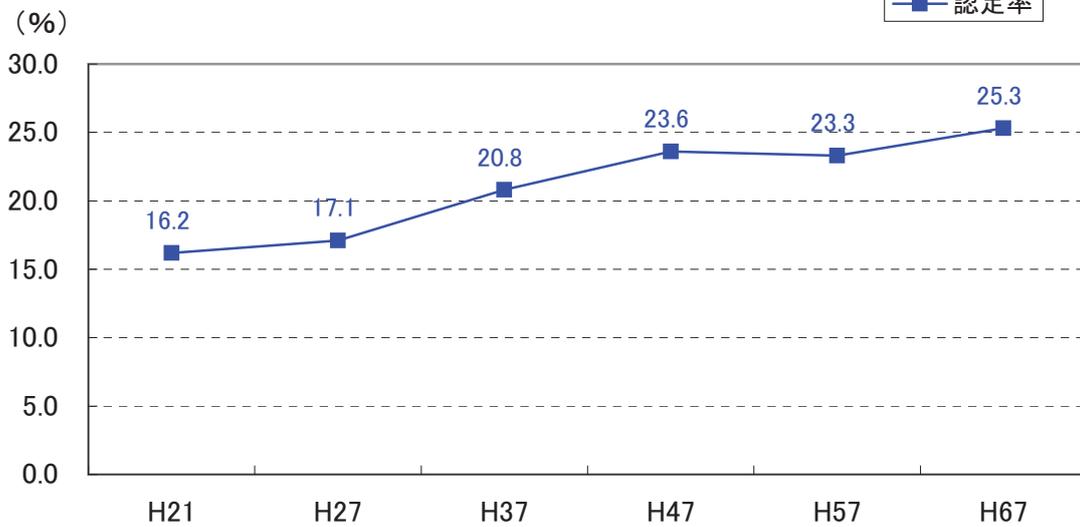
都道府県別の高齢者人口と増加率(平成17年,平成47年(推計))



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

○ 要介護認定者数及び認知症を有する高齢者数が大幅に増加する見込み

要介護認定率の推移

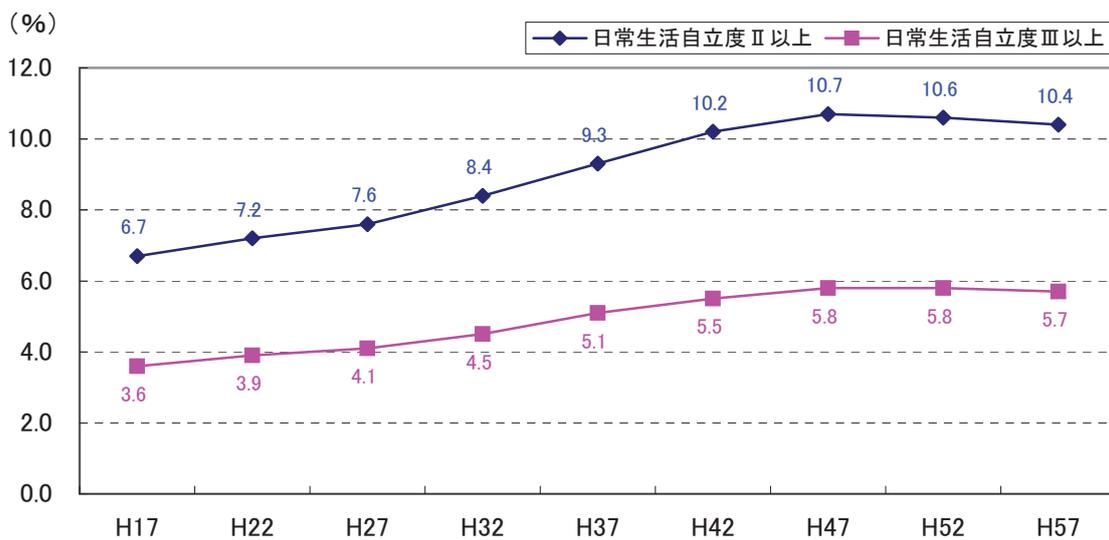


※厚生労働省老健局資料による

(注)

- 1 年齢階級別要介護認定率を一定と仮定して試算したもの。
- 2 認定率は65歳以上人口比

認知症高齢者の将来推計



※高齢者介護研究会報告書による

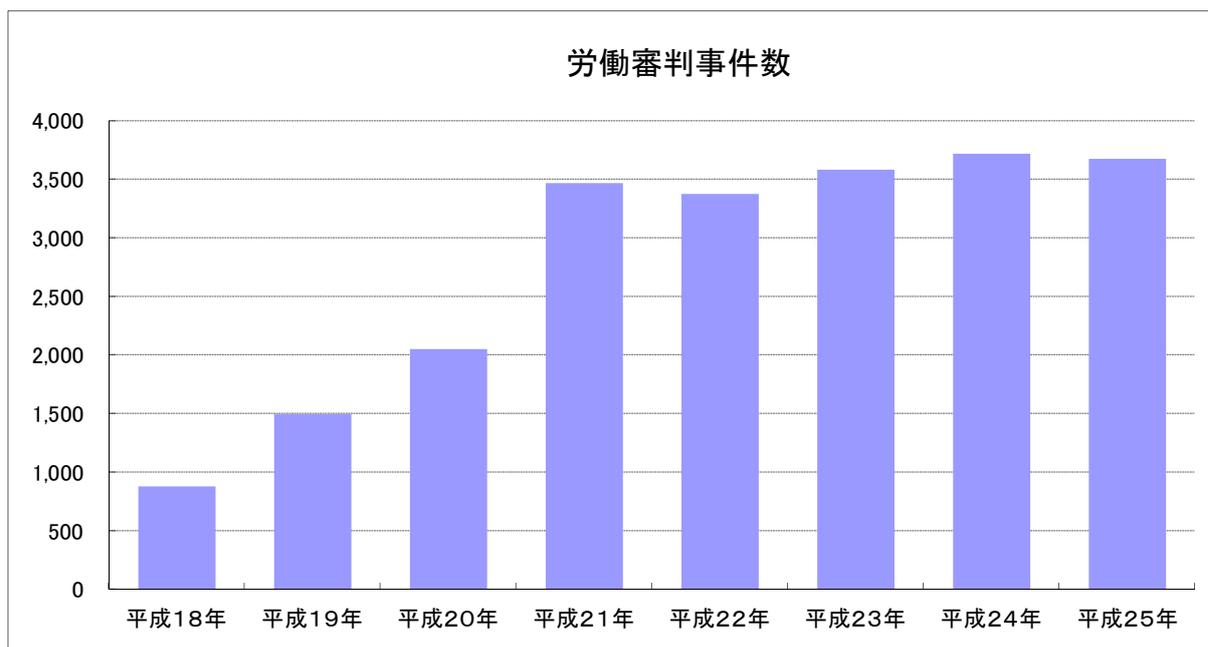
(注)

- 1 要介護認定に用いられる「認知症高齢者の日常生活自立度」においてランクⅡ以上と判断される高齢者数を推計したものであり、必ずしも医学的な認知症の確定診断を経たものではない。
- 2 65歳以上人口比

## キ 労働審判事件

### 地方裁判所における労働審判事件の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新受 事件数	877	1,494	2,052	3,468	3,375	3,586	3,719	3,678

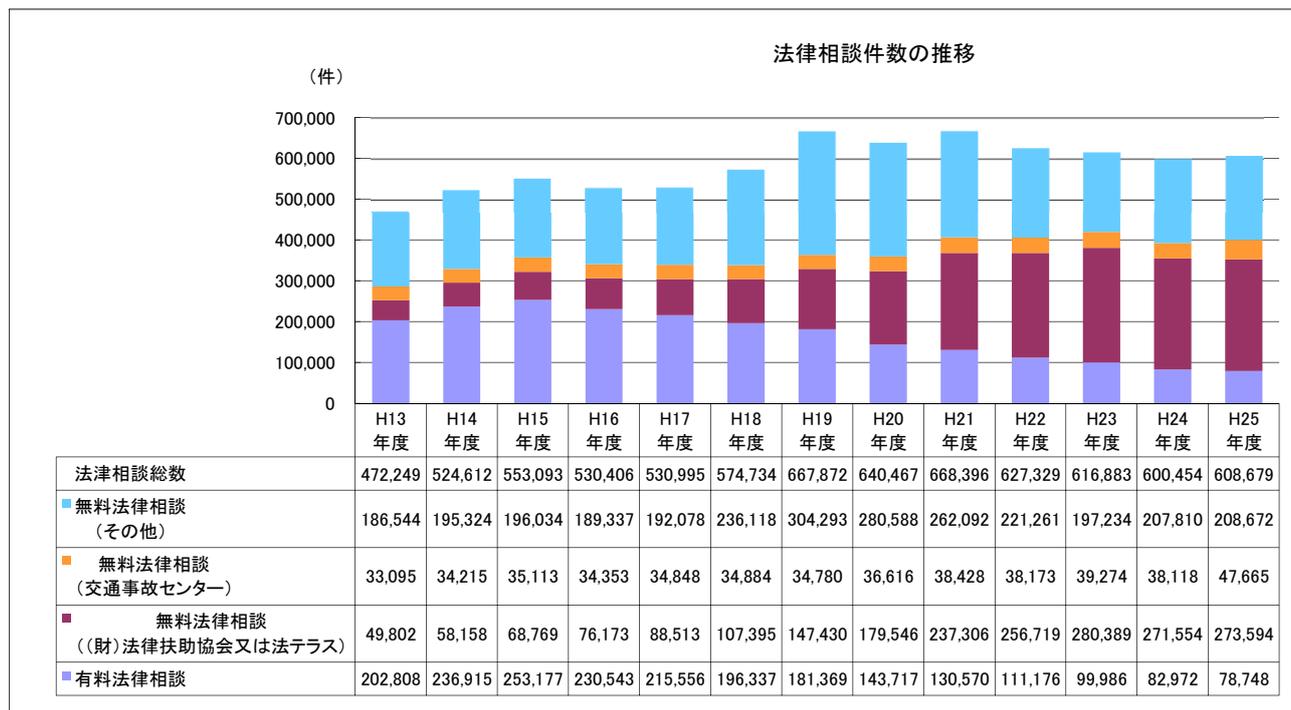


※ 裁判所データブックによる。

(注) 平成18年は、労働審判法が施行された4月1日以降の数値である。

## (2) 法律相談件数

### ア 法律相談件数の推移



※ 弁護士白書による。

(注)

- 1 無料法律相談((財)法律扶助協会又は法テラス)は、(財)法律扶助協会(H13.4～H18.9)又は法テラス(H18.10～H23.3)が実施した件数。平成18年度は(財)法律扶助協会及び法テラスの実績件数を合算したものの。
- 2 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。
- 3 無料法律相談のその他には弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。





ウ 労働分野における相談等件数

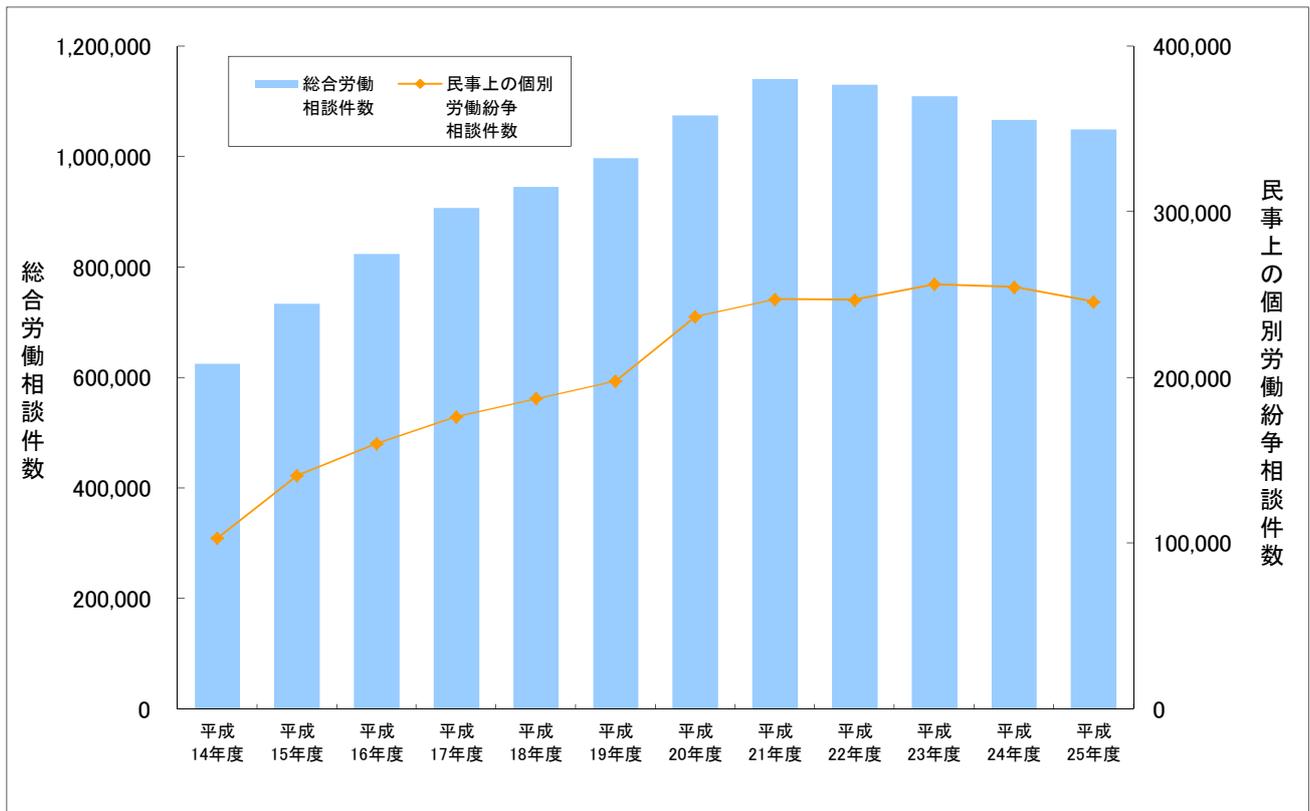
「なんでも労働相談ダイヤル」相談件数

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
17,257件	16,436件	16,492件	16,073件	15,659件

(注) 連合に設けている全国共通のフリーダイヤル(何でも労働相談ダイヤル)に寄せられた相談件数

## 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
総合労働 相談件数	625,572	734,257	823,864	907,869	946,012	997,237	1,075,021	1,141,006	1,130,234	1,109,454	1,067,210	1,050,042
民事上の個別 労働紛争 相談件数	103,194	140,822	160,166	176,429	187,387	197,904	236,993	247,302	246,907	256,343	254,719	245,783



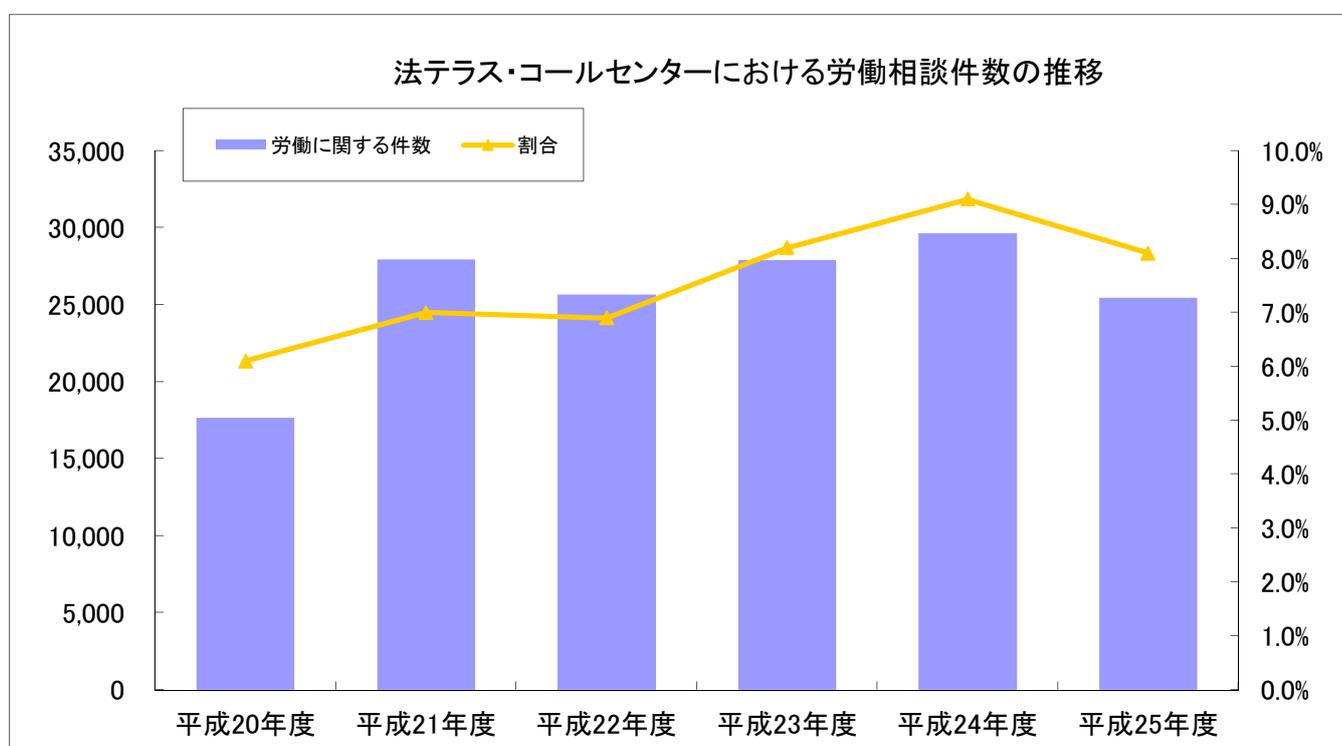
※厚生労働省資料による。

(注)

- 1 各都道府県労働局, 各労働基準監督署内, 駅近隣の建物などに設置されている総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数
- 2 民事上の個別労働紛争とは, 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争

## 法テラスコールセンターにおける労働相談件数の推移

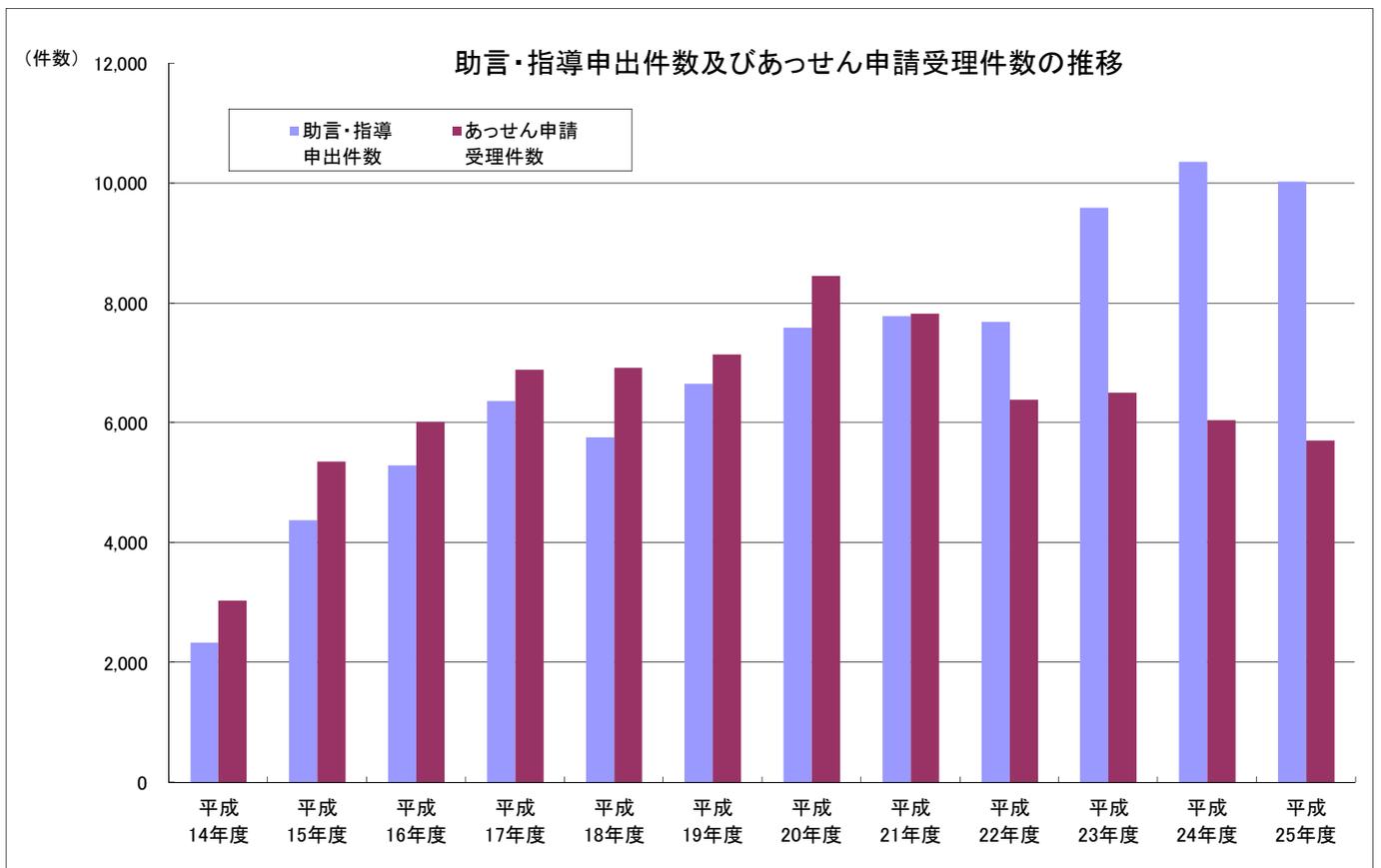
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全体件数	287,897	401,841	370,124	339,334	327,759	313,488
労働に関する件数	17,665	27,964	25,656	27,894	29,664	25,442
割合	6.1%	7.0%	6.9%	8.2%	9.1%	8.1%



※ 法テラス公表資料による。

## 都道府県労働局長による助言・指導及び 紛争調整委員会によるあっせんの状況

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
助言・指導 申出件数	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	6,652	7,592	7,778	7,692	9,590	10,363	10,024
あっせん申請 受理件数	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510	6,047	5,712

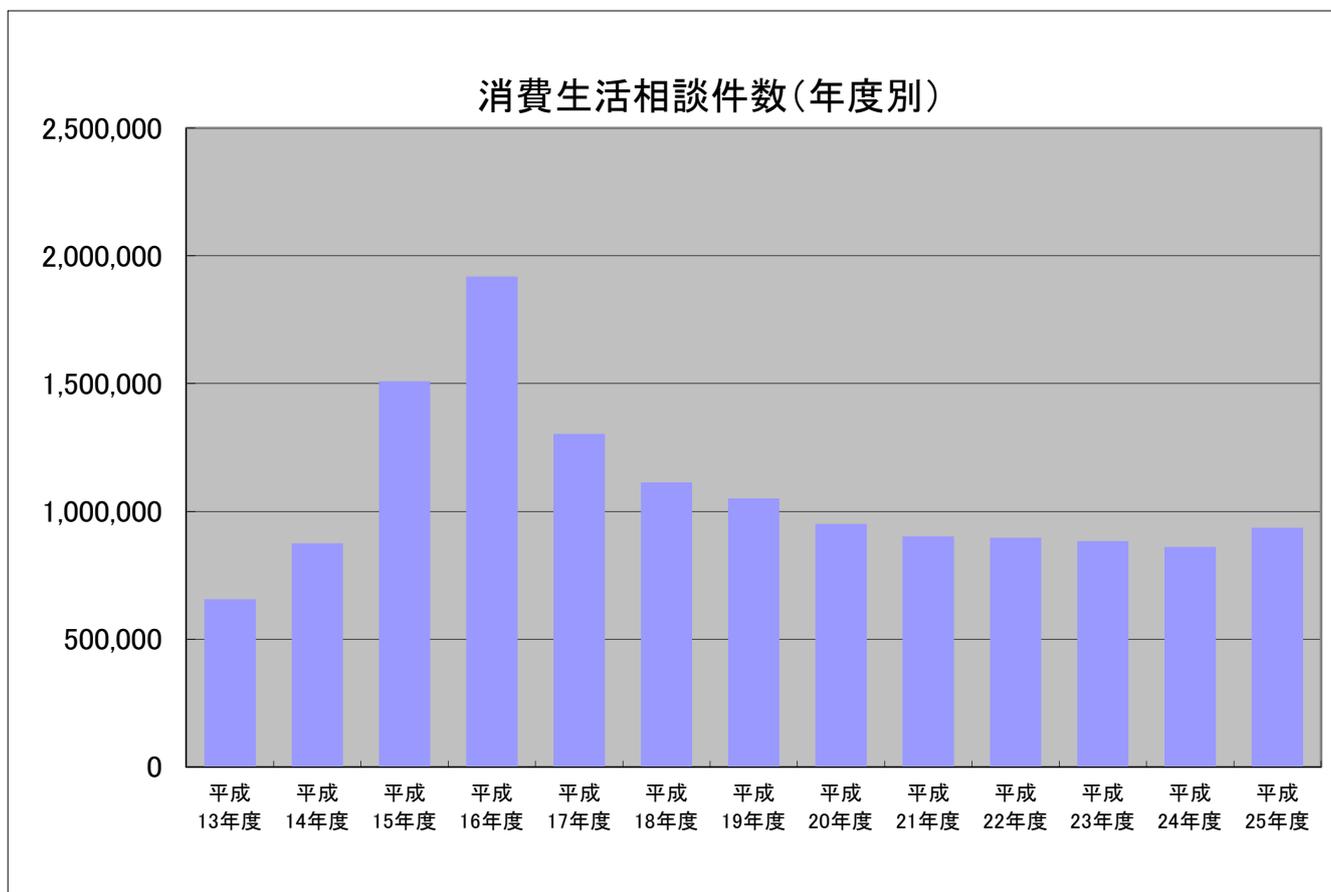


※厚生労働省資料による。

- (注) 1 都道府県労働局、最寄りの労働相談コーナーにおいて、紛争解決援助の対象とすべき事案として、都道府県労働局長による助言・指導申出の受付件数及び紛争調整委員会によるあっせん申請の受理件数
- 2 紛争調整委員会は、都道府県労働局ごとに設置され、弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会。同委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施。

エ 消費生活相談総件数(年度別)

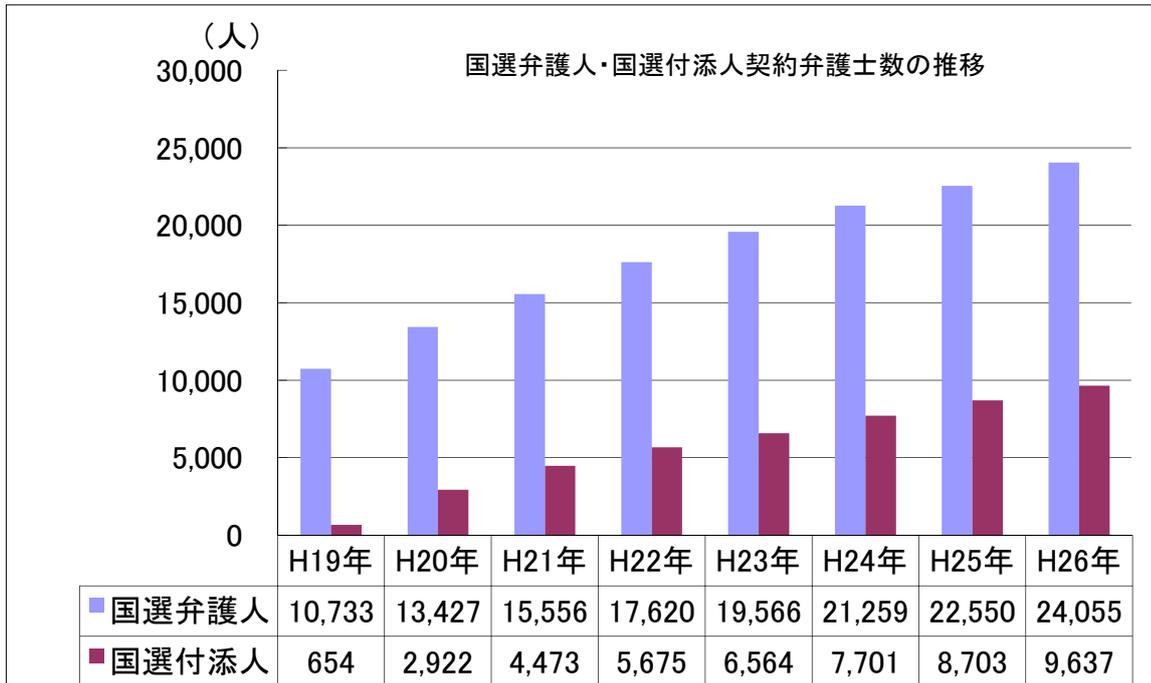
	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
総件数	655,899	874,260	1,509,889	1,919,674	1,303,588	1,113,145	1,050,826	950,502	902,213	896,971	883,794	860,427	935,224



※ 消費生活年報による。

(注) 全国の消費生活センターが受け付け、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET:パイオネット)に登録された消費生活相談情報の件数

(3) 国選弁護士・国選付添人契約弁護士数

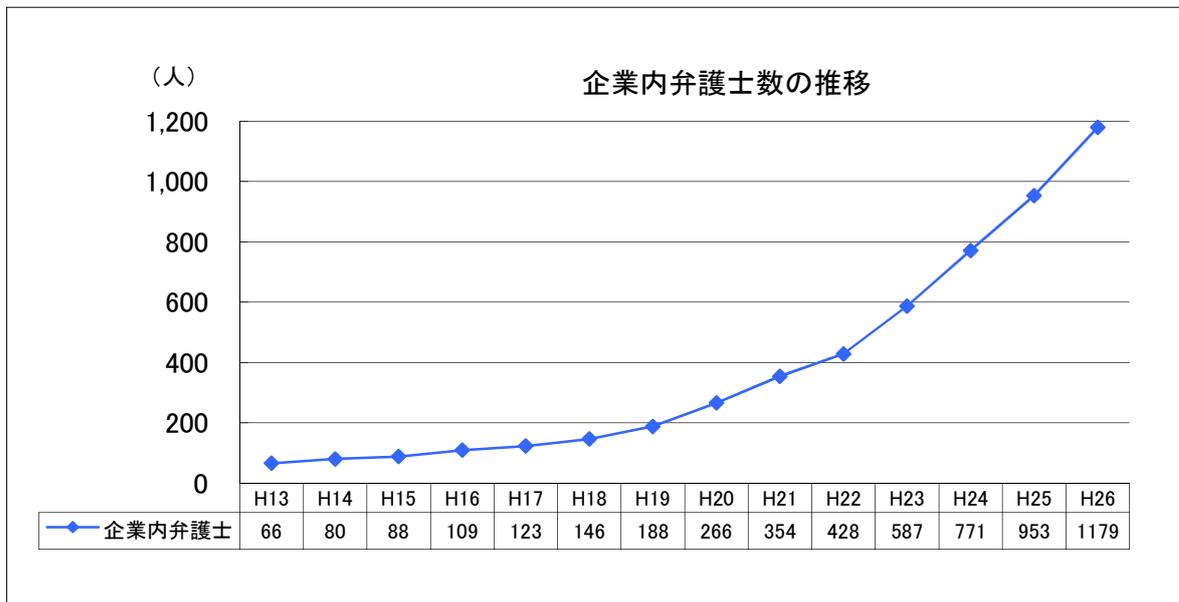


(注)

- 1 法テラス資料
- 2 各年4月1日現在。ただし、国選付添人の平成19年契約弁護士数は、11月7日現在。
- 3 「国選弁護士・国選付添人契約弁護士」とは、法テラスとの間で国選弁護士又は国選付添人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

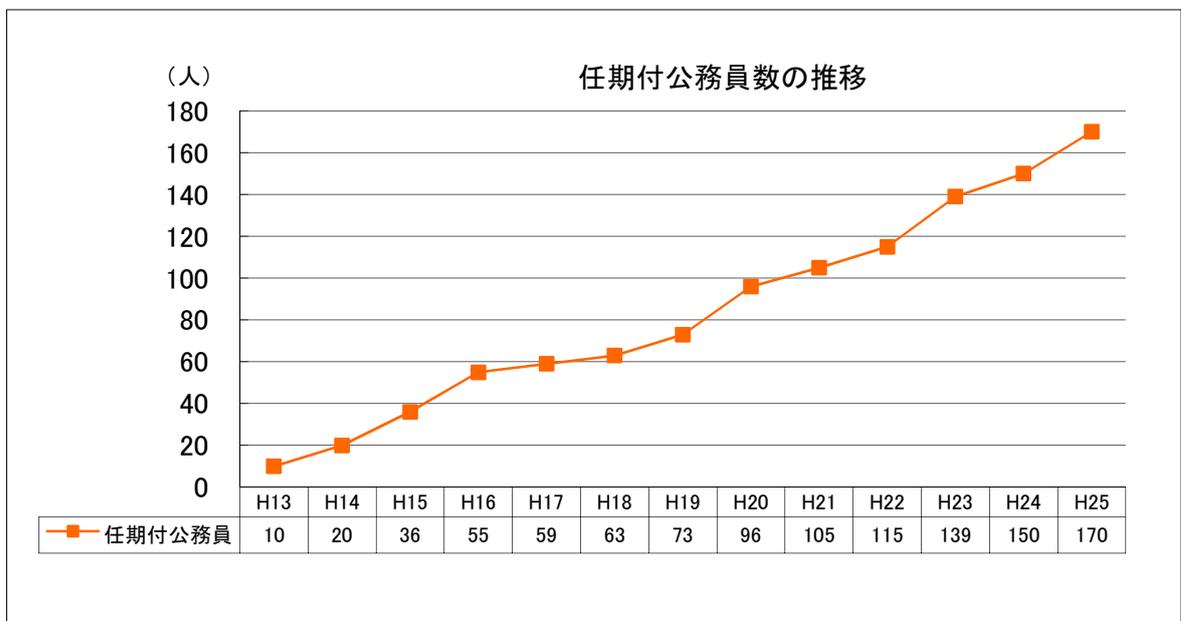
#### (4) 法曹の活動領域の拡大状況

##### ア 組織内弁護士数の推移



(注)

- 1 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。
- 2 数値は、以下の時点  
平成13年…9月、平成14年…5月、平成15年・16年…3月、平成17年…4月、平成18年…12月、平成19年以降…6月



(注)

- 1 人事院資料による。なお、任期付公務員とは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、任期付きで採用された一般職の国家公務員をいう。
- 2 任期付公務員の数値は、各年12月31日時点

イ 修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合

司法修習期別企業内弁護士数

(平成26年6月末日現在)

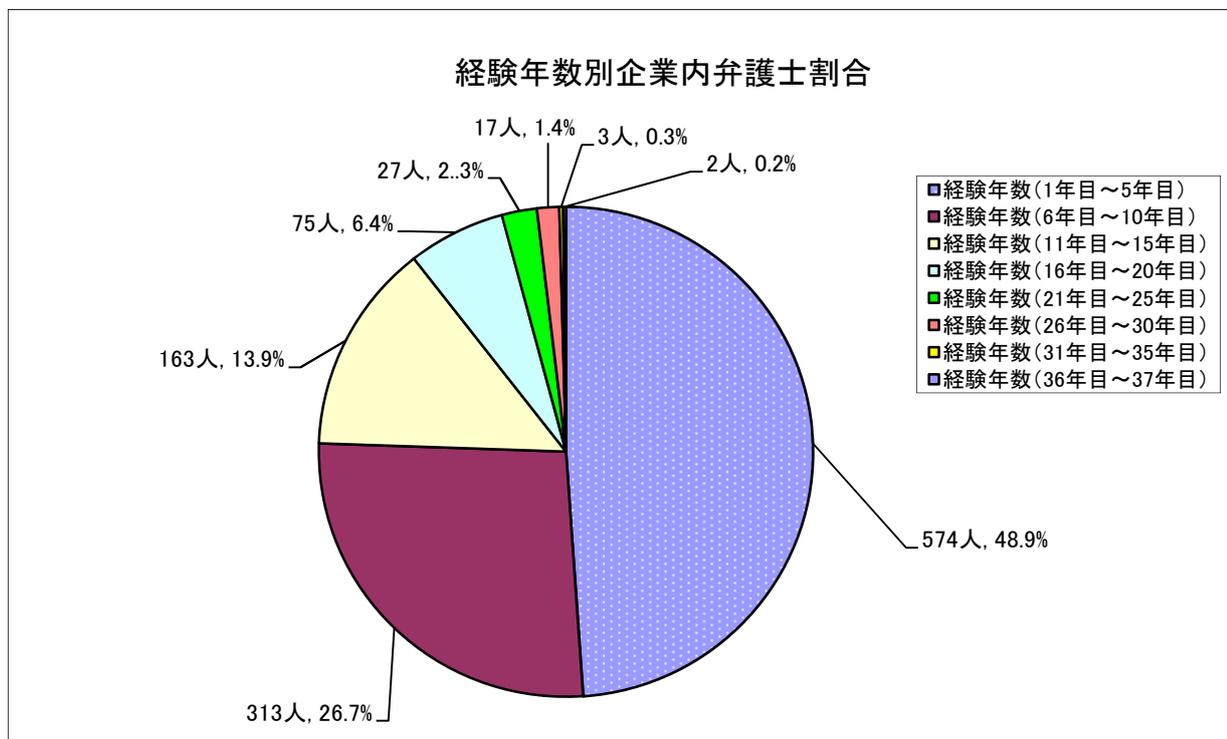
修習期	経験年数	人数(人)									
30期	37年目	2	40期	27年目	3	50期	17年目	18	60期	7年目	80
31期	36年目	0	41期	26年目	4	51期	16年目	23	61期	6年目	119
32期	35年目	0	42期	25年目	5	52期	15年目	25	62期	5年目	121
33期	34年目	0	43期	24年目	7	53期	14年目	25	63期	4年目	105
34期	33年目	1	44期	23年目	4	54期	13年目	37	64期	3年目	138
35期	32年目	1	45期	22年目	3	55期	12年目	32	65期	2年目	111
36期	31年目	1	46期	21年目	8	56期	11年目	44	66期	1年目	99
37期	30年目	1	47期	20年目	10	57期	10年目	35			
38期	29年目	2	48期	19年目	11	58期	9年目	39			
39期	28年目	7	49期	18年目	13	59期	8年目	40			
30期台合計		15	40期台合計		68	50期台合計		318	60期台合計		773

※ 日本組織内弁護士協会公表資料による。

(注)

- 1 上記のほか、11期、17期に各1人。
- 2 30期は、1978年に司法修習を終了。
- 3 60期から、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(平成26年6月末日現在)



## 5 弁護士未登録者数の推移

平成27年2月13日時点

修習期 (一括登録日)	修習 終了者	弁護士未登録者							弁護士未登録者の進路の内訳		
		一括登録 時点	約1か月 後	約2か月 後	約3か月 後	約4か月 後	約6か月 後	約12か月 後	約2か月後 (新第61期は約4か 月後、第66期は約3 か月後)	約12か月後	
現行	第60期 (H19.9.5)	1,397	70 5.0%	50 3.6%	20 1.4%	17 1.2%	12 0.9%	-	-	企業、官庁、大学 等への就職等：4	-
新	第60期 (H19.12.20)	979	32 3.3%	21 2.1%	17 1.7%	14 1.4%	12 1.2%	-	-	-	-
現行	第61期 (H20.9.3)	609	33 5.4%	24 3.9%	12 2.0%	10 1.6%	7 1.1%	-	-	企業、官庁、大学 等への就職等：2	-
新	第61期 (H20.12.18)	1,731	89 5.1%	66 3.8%	42 2.4%	32 1.8%	29 1.7%	-	-	登録手続中：0 企業、官庁、大学 等への就職等：19 就職活動中：2 不明・その他：8	-
現行	第62期 (H21.9.3)	354	51 14.4%	32 9.0%	26 7.3%	22 6.2%	18 5.1%	14 4.0%	14 4.0%	登録見込み：3 企業、官庁、大学 等への就職等：6 就職活動中：11 不明・その他：6	登録見込み：1 企業、官庁、大学 等への就職等：3 就職活動中：6 不明・その他：4
新	第62期 (H21.12.17)	1,992	133 6.7%	94 4.7%	65 3.3%	55 2.8%	41 2.1%	33 1.7%	25 1.3%	登録見込み：14 企業、官庁、大学 等への就職等：15 就職活動中：20 不明・その他：16	企業、官庁、大学 等への就職等：12 就職活動中：5 不明・その他：8
現行	第63期 (H22.8.26)	195	44 22.6%	31 15.9%	26 13.3%	19 9.7%	11 5.6%	10 5.1%	8 4.1%	登録見込み：14 企業、官庁、大学 等への就職等：2 就職活動中：4 不明・その他：6	企業、官庁、大学 等への就職等：2 就職活動中：2 不明・その他：4
新	第63期 (H22.12.16)	1,949	214 11.0%	140 7.2%	97 5.0%	73 3.7%	66 3.4%	50 2.6%	38 1.9%	登録見込み：33 企業、官庁、大学 等への就職等：15 就職活動中：20 不明・その他：29	企業、官庁、大学 等への就職等：8 就職活動中：13 不明・その他：17
現行	第64期 (H23.8.25)	161	64 39.8%	48 29.8%	35 21.7%	27 16.8%	21 13.0%	18 11.2%	12 7.5%	登録見込み：13 企業、官庁、大学 等への就職等：8 就職活動中：5 不明・その他：9	企業、官庁、大学 等への就職等：5 就職活動中：3 不明・その他：4
新	第64期 (H23.12.15)	1,991	400 20.1%	278 14.0%	144 7.2%	109 5.5%	89 4.5%	67 3.4%	44 2.2%	登録見込み：59 就職活動中：14 企業、官庁、大学 等への就職等：32 不明・その他：39	登録見込み：1 企業、官庁、大学 等への就職等：22 就職活動中：6 不明・その他：15
現行・ 新	第65期 (H24.12.20)	2,080	546 26.3%	298 14.3%	184 8.8%	135 6.5%	100 4.8%	73 3.5%	52 2.5%	登録見込み：61 就職活動中：19 企業、官庁、大学 等への就職等：24 不明・その他：80	登録見込み：1 企業、官庁、大学 等への就職等：17 就職活動中：4 不明・その他：30
	第66期 (H25.12.19)	2,034	570 28.0%	312 15.3%	196 9.6%	151 7.4%	113 5.6%	87 4.3%	57 2.8%	登録見込み：54 就職活動中：12 企業、官庁、研究 職等で就業：29 その他：4 不明：52	企業、官庁、大学 等への就職等：23 就職活動中：4 不明・その他：30
	第67期 (H26.12.18)	1,973	550 27.9%	317 16.1%	208 10.5%						

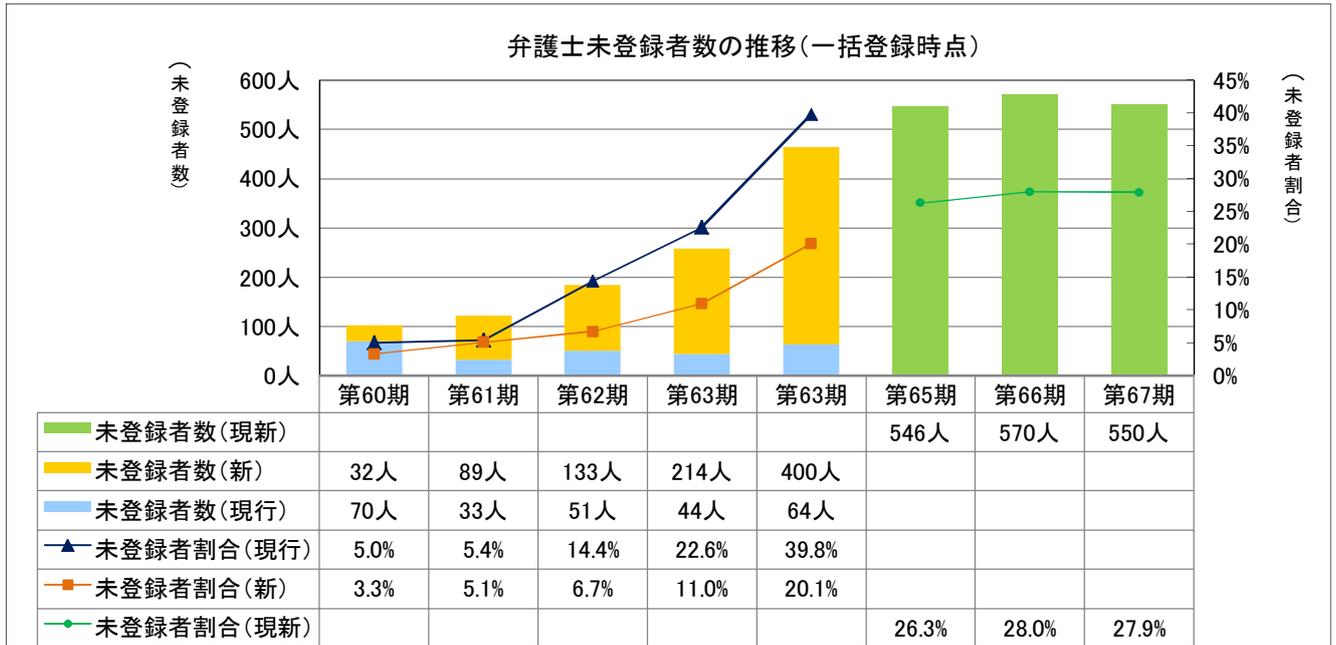
(注)

1 日本弁護士連合会調べ。

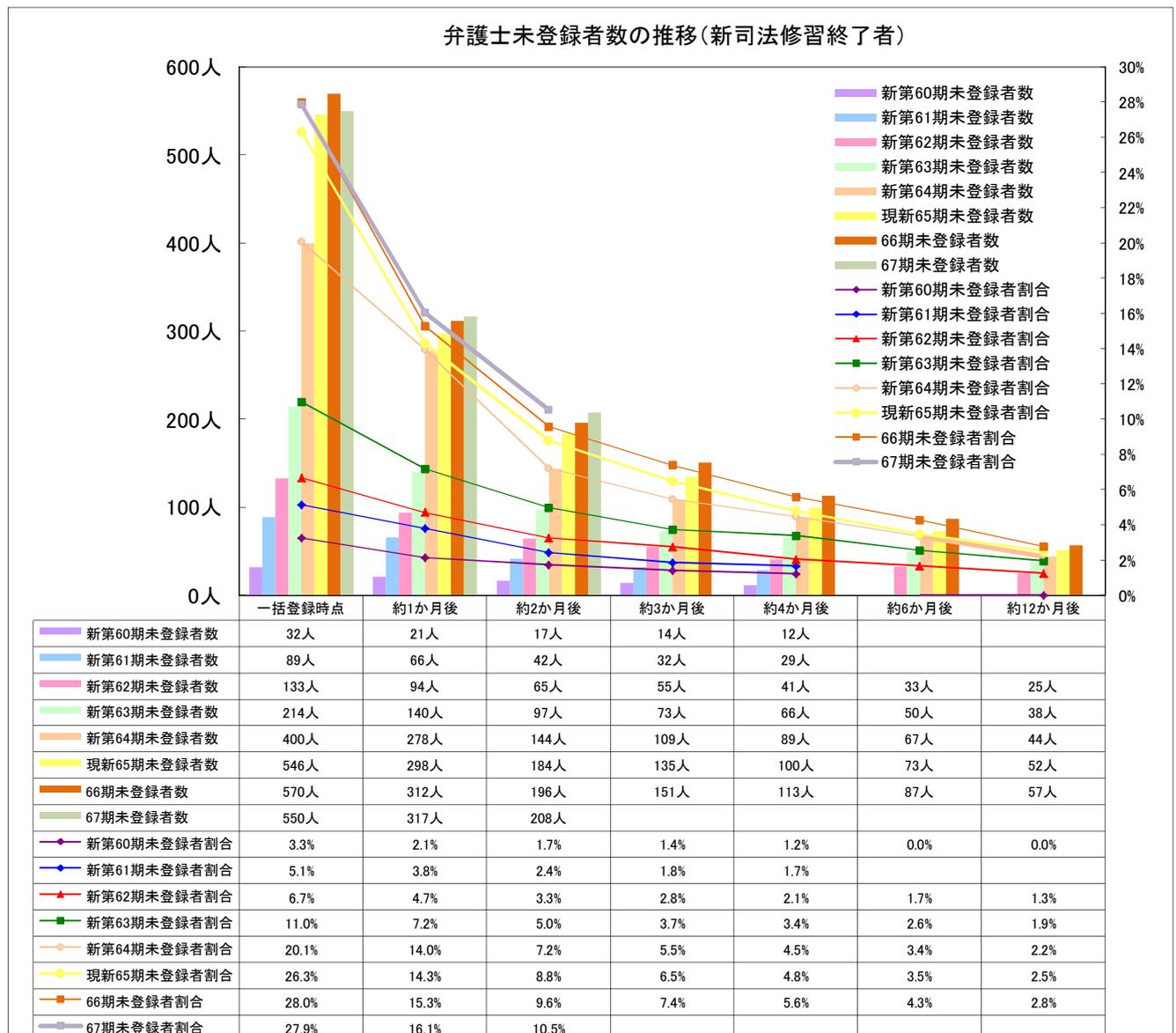
2 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点(約5か月後)の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点(約5か月後)の数字である。

3 「弁護士未登録者」は、修習終了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。

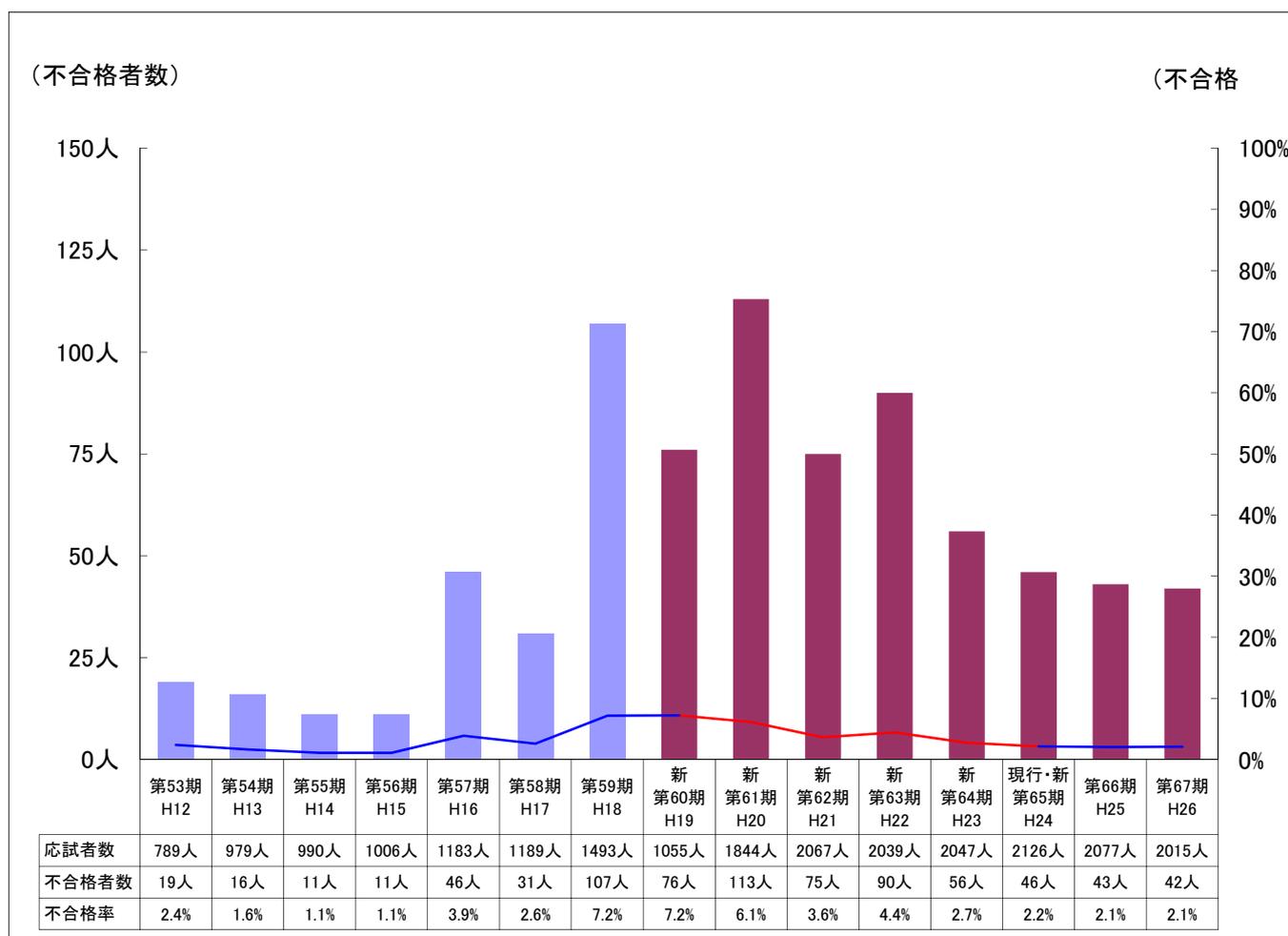
## 弁護士未登録者数の推移



- (注) 1 弁護士未登録者数は、裁判官及び検察官任官者を除いた数である。  
 2 未登録者割合は、修習終了者数に対する未登録者数の割合である。



## 6 司法修習生考試(二回試験)の合格状況



※最高裁公表資料による。

(注) 1 応試者数, 不合格者数には, 再受験者数が含まれる。

(注) 2 不合格者数には, 病気等により本試験を欠席し, 合否の判定を留保された者及び再受験者数が含まれる。

## 7 諸外国の法曹人口の比較

(単位：人)

	アメリカ		イギリス※1	ドイツ	フランス	日本	
	連邦	州					
人口	316,128,839		56,567,800	80,523,746	65,820,916	127,298,000	
法曹人口 (対人口10万比)	1,252,713 (396.27)		143,689 (254.01)	188,309 (233.86)	66,092 (100.41)	41,597 (32.68)	39,892 (31.34)
裁判官 (対人口10万比)	31,981 (10.12)		3,647 (6.45)	20,382 (25.31)	5,854 (8.89)	3,750 (2.95)	2,944※2 (2.31)
	1,824 (0.58)	30,157 (9.54)					
検察官 (対人口10万比)	32,195 (10.18)		2,397 (4.24)	5,232 (6.50)	1,909 (2.90)	2,734 (2.15)	1,835※3 (1.44)
	5,392 (1.71)	26,803 (8.48)					
弁護士 (対人口10万比)	1,188,537 (375.97)		137,645 (243.33)	162,695 (202.05)	58,329 (88.62)	35,113 (27.58)	
弁護士数/裁判官数	37.16		37.74	7.98	9.96	9.36	11.93

※1 イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

※2 簡裁判事を除いた数

※3 副検事を除いた数

### 1 人口

日本 …… 平成25年10月1日現在 (総務省統計局調査)

アメリカ …… 2013年7月1日現在 (米統計局(U. S. Census Bureau)調査)

イギリス …… 2012年6月30日現在の概数 (英国政府統計局(Office for National Statistics)調査)

ドイツ …… 2012年12月31日現在 (連邦及び州統計局調査)

フランス …… 2014年1月1日現在の推計値 (フランス全土 (マイヨットを除く海外県を含む。))

(仏国立統計経済研究所(INSEE)調査)

### 2 裁判官数

日本 …… 平成26年度の定員

アメリカ

連邦 …… 最高裁判所(Supreme Court), 控訴裁判所(Court of Appeals), 地方裁判所(District Court), 国際通商裁判所(Court of International Trade), 連邦請求裁判所(Court of Federal Claims), 軍法上訴裁判所(Court of Appeals for the Armed Forces), 退役軍人裁判所(Court of Appeals for Veterans Claims), 破産裁判所(Bankruptcy Court)及び租税裁判所(Tax Court)の各裁判官数(連邦治安判事(U. S. Magistrate Judge)を含む。)の合計の定員(2014年3月現在, 全米50州及びワシントン D. C.のみ。United States Code Title28等に規定)

州 …… 全米50州及びワシントン D. C.の通常第一審管轄裁判所, 上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数(非常勤を含む。市長及び市議会議員との兼任裁判官は除く。)。なお, 通常第一審管轄裁判所の裁判官数は, 11,523人(非常勤を含む。)(State Court Caseload Statistics, 2010から)

イギリス …… 常勤裁判官1,447人(Justices of the Supreme Court (2014年3月21日現在。最高裁判所ホームページから), Heads of Divisions, Lords Justices of Appeal, High Court Judges, Circuit Judges, District Judges(County Courts), District Judges(Magistrates' Courts), Masters, Registrars, Costs Judges, District Judges(Principal Registry of the Family Division) (以上2013年4月1日現在。Judicial Database 2013から))及び非常勤裁判官2,200人(Deputy Circuit Judges(2014年3月現在。Judicial Officeに照会), Recorders, Deputy District Judges(County Courts), Deputy Masters, Deputy Registrars, Deputy Costs Judges, Deputy District Judges(Principal Registry of the Family Division), Deputy District Judges(Magistrates' Courts) (以上2013年4月1日現在。Judicial Database 2013から))の合計数。このほか,

法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事 (Justices of the Peace) が23,499人いる (2013年4月1日現在。Court Statistics Quarterly January to March 2013から)。

ドイツ …… 連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の数 (2012年12月31日現在)。試用裁判官 (Richter auf Probe) を含む (連邦司法省調査)。

フランス .. 2012年12月31日現在の数 (司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。

### 3 検察官数

日本 …… 平成26年度の定員

アメリカ

連邦 …… 連邦検察官 (U. S. Attorney) 及び連邦検察官補 (Assistant U. S. Attorney) の総数 (2014年3月現在。事務局等勤務を含む。司法省調査)

州 …… 重罪事件を扱う検察庁における2007年現在の数 (非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入。司法省発行の Prosecutors in State Courts, 2007。なお、同資料による数値にはワシントン D. C. 地区連邦検察事務所所属の連邦検察官の数が含まれているため、これを控除している (ただし、控除した連邦検察官の数は2014年3月現在の数である。))

イギリス .. 検察官の職にあるバリスタ及びソリシタ (Judicial Office に照会) 並びに法務長官 (Attorney General, 英国政府ホームページから) 及び検事総長 (Director of Public Prosecutions, 英国検察庁のホームページから) の合計員数 (2013年12月現在)

ドイツ …… 2012年12月31日現在の数 (連邦検察官及び州検察官の合計。連邦司法省調査)

フランス .. 2012年12月31日現在の数 (司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。

### 4 弁護士数

日本 …… 平成26年4月1日現在の数 (日本弁護士連合会調査)

アメリカ .. 2012年12月31日現在、全米50の各州及びワシントン D. C. に居住しかつ現に活動している法曹有資格者の総数1,252,713人 (American Bar Association 調査) から裁判官及び検察官の数を控除した数

イギリス .. 独立開業している法廷弁護士 (Barrister) 12,674人 (2011年12月現在。The General Council of the Bar 調査) 及び開業証書を保有する事務弁護士 (Solicitor) 128,778人 (2012年7月現在。Trends in the Solicitors' Profession-Annual Statistics Report 2012 Summary figures) の合計数から非常勤裁判官 (Deputy District Judge (Magistrates' Courts) を除く。), 検察官の職にあるソリシタ及び法務長官の数を控除した数。このほか被用弁護士 (Employed Barrister) が2,907人いる (2011年12月現在。The General Council of the Bar 調査)。

ドイツ …… 2014年1月1日現在の数 (連邦弁護士会調査)

フランス .. 従前の法律顧問 (Conseil juridique) 及び控訴院代訴士 (Avoué près les cours d'appel) を含む弁護士 (Avocats) 並びに CONSEIL D'ÉTAT・破毀院付弁護士 (Avocats au Conseil d'État et à la Cour de cassation) の合計員数 (いずれも2013年1月1日現在の数。司法省調査。なお、控訴院代訴士は2012年1月1日をもって弁護士に統合された。)

## 5 参考

### 諸外国の法曹人口の推移

		裁判官	検察官	弁護士
アメリカ	人数	31,004人 → 31,983人 (2002年) (2010年)	34,273人 → 32,033人 (2001年) (2007年)	972,722人 → 1,188,537人 (2002年) (2012年)
	増加数	979人	▲ 2,590人	215,815人
イギリス	人数	3,647人 → 3,647人 (2002年) (2013・2014年)	2,136人 → 2,397人 (2002年) (2013年)	96,030人 → 137,167人 (2002年) (2011・2012年)
	増加数	0人	261人	41,137人
ドイツ	人数	20,901人 → 20,382人 (2002年) (2012年)	5,150人 → 5,232人 (2002年) (2012年)	116,282人 → 162,695人 (2002年) (2014年)
	増加数	▲ 519人	82人	46,413人
フランス	人数	5,093人 → 5,854人 (2002年) (2012年)	1,656人 → 1,909人 (2002年) (2012年)	33,540人 → 58,329人 (2002年) (2013年)
	増加数	761人	253人	24,789人

(注1) 裁判所データブックのデータを基に、各年ごとの裁判官・検察官・弁護士数を算出し、その推移を明らかにしたもの。なお、統計の取り方が必ずしも一貫していないため、増加数が同一対象を比較した数値でない可能性がある。

(注2) この表では、イギリスの非常勤裁判官 (Magistrates' Court) の数が、裁判官数だけでなく弁護士数にも含まれている。

(参考) 諸外国における隣接法律専門職種について

日 本	弁理士	税理士	司法書士	行政書士	土地家屋 調査士	社会保険 労務士
アメリカ	あり 弁理士 (patent agent) 特許弁護士 (patent attorney)	あり 登録代理人 (enrolled agent)	なし			
イギリス	あり 特許代理人 (patent attorney) 商標代理人 (trade mark attorney)	なし				
ドイツ	あり 事務所弁理士 (patentanwalt) 企業弁理士 (patentassessor)	あり 税理士 (steuerberater)	なし			
フランス	あり 特許弁理士 (conseil en brevets) 商標弁理士 (conseil en marques)	なし				

(注) 各国ごとに、業務の内容や資格の名称等に基づき、日本の隣接法律専門職種に相当し得る資格の有無をまとめたものであるが、資格の権限・責任は、各国ごとに異なるものであり、日本の隣接法律専門職種の権限・責任と必ずしも一致する資格の有無を表すものではない。

# 弁理士

相当し得る資格	アメリカ		イギリス		ドイツ			フランス	
	弁理士 (patent agent)	特許弁理士 (patent attorney)	特許代理人 (patent attorney)	商標代理人 (trade mark attorney)	事務所弁理士 (patentanwalt)	企業弁理士 (patentassessor)	特許弁理士 (conseil en brevets)	商標弁理士 (conseil en marques)	
日本 の 主 な 業 務 内 容	可能	可能	可能 ※業務独占権は有さない	不可	可能	可能	可能	不可	
	不可	可能	-	-	可能	可能	-	-	
	不可	可能	可能 ※業務独占権は有さない	可能 ※業務独占権は有さない	可能	可能	不可	可能	
訴訟代理	不可	州及び連邦裁判所での特許に係わる訴訟での専門家証人や立会人として出頭可能	特許裁判所での侵害訴訟, 高等法院の特許部における査定係の事件のみ可能	不可	審決取り消し訴訟は可能。侵害訴訟は弁理士と共同で可能。	不可	不可	-	
ライセンス契約代理等	不可	-	可能	-	可能	-	可能	-	
外国出願業務(翻訳及び仲介)	可能	-	可能	-	可能	-	可能	-	

※ 日本弁理士会提供資料及び財団法人 行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

# 税理士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
相当し得る資格	登録代理人 (enrolled agent)	-	税理士 (steuerberater)	-
日本の税理士的な業務内容	税務代理	-	可能	-
	税務書類の作成	-	可能	-
訴訟事務	不可	-	財政裁判所における訴訟代理及び租税法違反刑事事件についての法廷の代理は可能	-
他の資格による業務	可能	-	可能	-
無資格業者による業務	可能(ただし、規制が進められていない)	-	不可	-
備考	-	類似の資格として、勅許税務相談人あり。	-	主に公認会計士及び弁護士が担当(限られた範囲で会計監査士及び公証人も担当)

※ 日本税理士会連合会提供資料及び財団法人 行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

# 司法書士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
日本の司法書士業務 主な内容	不動産の取引の安全と登記の真正担保	事務弁護士(ソリシター)	公証人(ノタール)	公証人(ノテール)
	会社法務と商業法人登記	事務弁護士(ソリシター)	公証人(ノタール)	弁護士(アボカ) 公証人(ノテール)
	訴訟代理等	法廷弁護士(バリスター) 事務弁護士(ソリシター)	弁護士(レヒツアンバルト)	弁護士(アボカ)
	成年後見及び財産管理業務	親族(身上監護) 弁護士(アトニー)(財産管理) 銀行(財産管理・信託)	弁護士(レヒツアンバルト) (専門職世話人として)	弁護士(アボカ) 公証人(ノテール)

※ 日本司法書士会連合会提供資料に基づく。

# 行政書士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成(他の法律で制限される場合を除く。)</p>				
<p>日本の行政書士業務 主たる業務 内容</p>	<p>法律に関する業務は弁護士の資格がなければ行いことができず、弁護士の監督の下、法律知識を持ち、実質的業務を行うパラリーガル又はリーガルアシスタントが法廷外の実質的業務を担っている。</p>	<p>※各種代行手続については、法律事務職員や勅許秘書が担当。 ※法律事務所、税務事務所、会計事務所、各種コンサルティング会社もサービス提供</p>	<p>弁護士が行う。</p>	<p>弁護士が行う。</p>
<p>書類の官公署への提出手続の代理をすること</p>				
<p>契約その他に関する書類を代理人として作成すること</p>				
<p>書類の作成について相談に応じること</p>				

※ 財団法人行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

## 土地家屋調査士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
日本の土地家屋調査士と類似する資格とその主要業務	合衆国政府土地管理局、森林局、国立公園局が管理する土地の調査・測量(主に境界確定測量)は土地管理局の職員(いずれかの州の調査・測量に関する資格者(Professional Surveyor))による直営が主体。	王位勅認調査・測量士(Chartered Surveyor)は、日本の不動産鑑定士、土地家屋調査士、不動産取引主任者、測量士、環境管理士に相当する(不動産評価、表題登記、測量、建築、不動産開発、仲介斡旋、評価管理、都市開発コンサルタント等を行う。)	地籍局に所属する調査官又は公的に任命された調査・測量に関する資格者(Öffentlichbesteller Vermessungsingenieur)が基本測量及び土地台帳測量(土地分筆登記等)を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門調査測量鑑定士(Géomètres-expert)は、地形測量、地理情報、土地区画整理等を行うが、特に地籍調査は独占業務である。</li> <li>土地調査・測量資料を作成し、公証人(証書作成)と連携して、固定資産税事務所(地籍部所)と登記所へ提出し、地籍部局で地籍の改定がされる。</li> </ul>

※ 日本土地家屋調査士会連合会提供資料及び財団法人 行政書士試験研究センター『諸外国の国家資格制度に関する調査』(平成20年3月)に基づく。

# 社会保険労務士

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
日本の社 会保 険の 主 な 業 務 内 容	労働社会保険諸法 令に基づく申請書 等の作成	※事務弁護士(ソリシター), 法律専 務職員(リーガル・エグゼクティブ)が 行う。  ※民間企業が行う。	-	※弁護士, 専門会計士が業務の一 環として行う。
	申請書等の提出代 行		-	
	申請等の事務代理		-	
	労務管理及び労働社 会保険諸法令に基づ く相談, 指導		年金相談士 (Rentenberater) は, 可 能	

※ 財団法人 行政書士試験研究センター「諸外国の国家資格制度に関する調査」(平成20年3月)に基づく。

## 8 隣接法律専門職種の人口の推移

	平成13年	平成18年	平成26年		
			H13からの増加率	H13からの増加率	
司法書士	17,075	18,059	5.8%	21,366	25.1%
認定司法書士	-	9,242	-	15,096	-
弁理士	4,537	6,695	47.6%	10,172	124.2%
付記弁理士	-	1,479	-	2,971	-
社会保険労務士	25,325	30,343	19.8%	38,445	51.8%
特定社会保険労務士	-	-	-	10,753	-
土地家屋調査士	18,717	18,320	-2.1%	17,112	-8.6%
認定土地家屋調査士	-	1,090	-	4,859	-
税理士	65,144	69,243	6.3%	74,501	14.4%
不動産鑑定士	6,138	7,086	15.4%	8,030	30.8%
行政書士	35,024	38,875	11.0%	44,057	25.8%

(注)

- 1 司法書士登録者数, 土地家屋調査士会員数, 行政書士登録者数については各年4月1日現在の人員。
- 2 弁理士登録者数, 社会保険労務士登録者数, 税理士登録者数については各年3月31日現在の人員。
- 3 不動産鑑定士登録者数については, 各年1月1日現在の人員。
- 4 認定司法書士とは, 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し, 法務大臣が必要な能力を有すると認定(考査により判断)した司法書士をいう(※平成14年から制度開始)。
- 5 付記弁理士とは, 所定の研修を修了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し, 登録にその旨の付記を受けた弁理士をいう(※平成15年から制度開始)。
- 6 特定社会保険労務士とは, 所定の研修を修了して紛争解決手続代理業務試験に合格し, 登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士をいう(※平成18年から制度開始)。
- 7 認定土地家屋調査士とは, 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し考査を受けた者であって, 法務大臣が必要な能力を有すると認定(考査の成績により判断)した者であること等の要件を満たした土地家屋調査士をいう(※平成16年から制度開始)。

(参考) 隣接法律専門職種 of 主な業務

	主 業 務	主 な 訴 訟 等 代 理 権	主 な A D R 代 理 権 等
司 法 書 士	登記又は供託に関する手続についての代理、法務局等に提出等をすすめる書類の作成、裁判所等に提出する書類の作成等	○140万円以下の紛争等についての訴訟、即決和解、民事調停、筆界特定の手続等の代理 ○自ら代理した事件についての上訴の提起の代理 【認定司法書士】	○140万円以下の紛争についての仲裁事件の手続又は裁判外の和解についての代理 【認定司法書士】
弁 理 士	特許、実用新案、意匠、商標等に関する特許庁における手続等についての代理、これらの手続に係る事項に関する鑑定等	○特許等の侵害訴訟（弁護士が代理人になつてい るものに限る）における代理 【付記弁理士】 ○特許等に関する訴訟における補佐人 ○特許等の審決取消訴訟における代理	○特許等に関する権利に関する事件の裁判外紛争 解決手続（経済産業大臣が指定する団体が行うもの に限る）についての代理
社 会 保 険 士 労 務 士	労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書の作成等、労働社会保険諸法令に基づき申請等についての代理等	なし	○都道府県労働局紛争調整委員会・都道府県労働 委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん手続に ついでの代理 ○都道府県労働局紛争調整委員会が行う男女雇用 機会均等法、パート労働法、育児介護休業法の調 停手続についての代理 ○個別労働関係紛争について民間の裁判外紛争解 決手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うもの に限る）についての代理 【特定社会保険労務士】
土 地 家 屋 調 査 士	不動産の表示に関する登記に関し、これに必要な土地又は建物に関する調査又は測量、申請手続等	○筆界特定の手続についての代理 ※全ての土地家屋調査士が代理を業とすることが できる	○土地の境界が明らかでないことを原因とする民 事紛争についての民間の裁判外紛争解決手続（法 務大臣が指定する団体が行うものに限る）につい ての代理 【認定土地家屋調査士】
税 理 士	各種税金の申告・申請、税務書類の作成、税務相談等	○税務訴訟における補佐人	なし
不 動 産 鑑 定 士	不動産の鑑定評価	なし	なし
行 政 書 士	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類等の作成、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類等の提出手続及び許認可等に関する行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において官公署に対してする行為についての代理等	なし	なし